

昭和四十一年通商産業省令第五十号

容器保安規則

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、および同法を実施するため、容器保安規則を次のように制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 製造（第三条）
第三章 容器検査等
第四章 容器の表示（第十一条・第十二条）
第五章 附属品の基準等（第十三条・第十八条）
第六章 検査（第十四条・第三十九条）
第七章 容器及び附属品の再検査並びに容器検査所（第二十四条・第三十九条）
第八章 容器等検査に係る登録
第一節 登録の基準等（第四十条・第五十六条）
第二節 型式承認等（第五十七条・第六十八條）
第九章 雑則（第六十九条・第七十二条）
附則

（適用範囲）

**第一条** この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）に基づいて、高圧ガスを充填するための容器であつて地盤面に対して移動することができるもの（国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の適用を受ける容器を除く。以下単に「容器」という。）に関する保安について規定する。  
(用語の定義)

この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

**第二条** 繼目なし容器 内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分（以下「耐圧部分」といふ。）に溶接部（底部を接合して製造したものにあっては、底部接合部を除く。）を有しない容器（第三号、第六号、第七号及び第十四号に掲げるものを除く。）

**二 溶接容器** 耐圧部分に溶接部を有する容器（次号、第六号、第七号及び第十四号に掲げるもの）を除く。）

三 超低温容器 温度が零下五十度以下の液化ガスを充填することができる容器であつて断熱材で被覆することにより容器内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるもの（第十四号に掲げるものを除く。）
四 低温容器 断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより容器内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてある液化ガスを充填するための容器（前号及び第十四号に掲げるものを除く。）
五 ろう付け容器 耐圧部分がろう付けにより接合された容器（次号に掲げるものを除く。）
六 再充填禁止容器 高圧ガスを一度充填した後再度高圧ガスを充填することができないものとして製造された容器
七 繊維強化プラスチック複合容器 ライナーに、周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する容器
八 フープラップ容器 ライナーに、フープ巻（ライナー胴部に繊維を軸とほぼ直角に巻き付ける方法をいう。）のみにより樹脂含浸連續繊維を巻き付けた容器
九 フルラップ容器 ライナーに、ヘリカル巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維を軸とほぼ直角に巻き付ける方法をいう。）のみにより樹脂含浸連續繊維を巻き付けた容器
十 一般継目なし容器 繼目なし容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及びアルミニウム合金製スクーパ用継目なし容器以外のものに適用する方法をいう。）のうち、道路運送車両法第六十一条第二項第二号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるための容器
十一 一般複合容器 繊維強化プラスチック複合容器であつて、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成十二年外務省告示第四百七十四号）に基づき世界登録簿に記載された世界技術規則（以下単に「世界技術規則」という。）に適合する自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器
十二 圧縮天然ガスマシン用容器 次のイの又はロに掲げるもの
イ 圧縮天然ガスマシン用容器であつて、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十号）第二項に規定する自動車を除く。以下同じ。）の燃料装置用として圧縮天然ガスを充填するための容器
ロ 圧縮天然ガスマシン用容器（第十三号の三に掲げるものを除く。）
十三 圧縮水素自動車燃料装置用複合容器 又はロに掲げるものの（第十三号の三に掲げるものを除く。）
イ 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器（ロに掲げるもの（第十三号の三に掲げるものを除く。））のうち、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器
ロ 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器（ロに掲げるもの（第十三号の三に掲げるものを除く。））のうち、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器
口 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器（ロに掲げるもの（第十三号の三に掲げるものを除く。））のうち、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器
十三 圧縮水素自動車燃料装置用複合容器 次のイの又はロに掲げるものの（第十三号の三に掲げるものを除く。）
イ 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器（ロに掲げるもの（第十三号の三に掲げるものを除く。））のうち、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器
ロ 圧縮水素自動車用容器（ロに掲げるもの（第十三号の三に掲げるものを除く。））のうち、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器
十四 液化天然ガスマシン用容器 自動車の燃料装置用として液化天然ガスを充填するための容器
十五 液化石油ガスマシン用容器 自動車の燃料装置用として液化石油ガスを充填するための容器
十六 荷室用容器 圧縮天然ガスマシン用容器（ロに掲げるもの（石はね、雨水その他腐食環境にさらされるおそれのないよう構造的に措置されている場所に限る。）のみに装置されるもの）
十七 高圧ガスマシン用容器 高圧ガスを運送するための容器であつて、タンク自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十五条の三第一項第二十三号に規定するものをいう。）又は被けん引自動車（道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第二号に規定するものをいう。）に固定されたもの
十八 圧縮水素運送自動車用容器 高圧ガスを運送するための容器であつて、タンク自動車（道路運送車両法（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第二号に規定するものをいう。）に固定されたもの
十九 P.G.容器 ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン若しくは窒素又はこれらのガスのうち二以上を成分とする混合ガスを充填する容器
二十 S.G.容器 次に掲げるガスを充填する
イ モノシリコン
ロ ホスフイン
ハ アルシン
ニ ジボラン
ト セレン化水素
ト モノゲルマン
ト ジシラン

チイからトまでのガスのうち二以上を成分とする混合ガス  
リイからチまでのガスのうち一以上及び前号に掲げるガスのうち一以上を成分とする混合ガス  
スイからチまでのガスのうち一以上及び水素を成分とする混合ガス  
ルイからチまでのガスのうち一以上を成分とする混合ガス  
ルに掲げるガスのうち一以上及び水素を成分とする混合ガス  
二十 F C 一類容器 液化フルオロカーボン  
(可燃性ガス及び毒性ガスを除く。) であつて次のいずれにも該当するものを充填する容器  
イ温度四十八度における圧力の数値の三分の一五倍が三・〇メガパスカル以下である  
ロ 温度六十度における圧力の数値が二・四メガパスカル以下であるもの  
二十一 F C 二類容器 液化フルオロカーボン  
(可燃性ガス及び毒性ガスを除く。) であつて次のいずれにも該当するものを充填する容器  
イ温度四十八度における圧力の数値の三分の一五倍が四・〇メガパスカル以下である  
ロ 温度六十度における圧力の数値が三・二メガパスカル以下であるもの  
二十二 F C 三類容器 液化フルオロカーボン  
(可燃性ガス及び毒性ガスを除く。) であつて次のいずれにも該当するもの又は前二号に掲げるガスを充填する容器  
イ温度四十度における圧力の数値の三分の一五倍が五・〇メガパスカル以下である  
ロ 温度六十度における圧力の数値が四・〇メガパスカル以下であるもの  
二十三 F C 四類容器 液化フルオロカーボン  
(可燃性ガス及び毒性ガスを除く。) であつて次のいずれにも該当するもの又は前二号に掲げるガスを充填する容器  
イ温度四十八度における圧力の数値の三分の一五倍が六・〇メガパスカル以下である  
ロ 温度六十度における圧力の数値が四・八メガパスカル以下であるもの  
二十四 F C 容器 F C 一類容器 F C 二類容器  
器、F C 三類容器及びF C 四類容器

二十五の二 器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器における公称使用圧力	S G 容器	国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器	超低温容器、低温容器又は液化天然气自动车燃料装置用容器	超低温容器、低温然ガ斯自动车燃料装置用容器或は液化天然气自动车燃料装置用容器を除く。)	常用的圧力のうち最高のものの数値	圧縮ガスを充填する容器 (S G 容器を除く。)	温度三十五度 (アセチレンガスにあっては、温度十五度)	二十五 最高充填圧力
二十六号の表に規定する公称使用圧力の五分の三倍の圧力の数値	第二十六号の表に規定する公称使用圧力の五分の三倍の圧力の数値	超低温容器、低温然ガス自動車燃料装置用容器	超低温容器、低温然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然气自动车燃料装置用容器	超低温容器、低温然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然气自动车燃料装置用容器を除く。)	常用的圧力のうち最高のものの数値	アセチレンガス以外のガス	アセチレンガス	二十六号の表に規定する耐圧試験圧力の五分の三倍 (再充填禁止容器の五分の四倍) の圧力の数値

二十七の二 器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器における公称使用圧力	S G 容器	液化ガスに充填するガス	アセチレンガス以外のガス	アセチレンガス	圧縮ガス	高压ガスの種類
二十七号の表に規定する耐圧試験圧力の五分の三倍 (再充填禁止容器の五分の四倍) の圧力の数値	超低温容器、低温然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然气自动车燃料装置用容器	超低温容器、低温然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然气自动车燃料装置用容器	超低温容器、低温然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然气自动车燃料装置用容器を除く。)	超低温容器、低温然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然气自动车燃料装置用容器を除く。)	アセチレンガス	アセチレンガス

に圧縮水素を完全に充填して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値  
二十六 耐圧試験圧力 次の表の上欄に掲げる種類の高压ガスを充填する容器に応じて、同表の下欄に掲げる圧力 (次号から第二十八号の二までに掲げる場合を除く。)

油石化的温度における圧力	液化石油ガス	液化アンモニア	液化フルオロカーボン	液化エチレン	液化プロピレン	F C 一類容器	F C 二類容器	F C 三類容器	F C 四類容器	液化硫化水素	液化臭化水素	液化塩化水素	液化キセノン	液化四フッ化水素	液化炭酸ガスに液化エチレン又は液化亜酸化窒素を添加したもの	充填するもの		
																十九・六	十九・六	十九・六
二十七の二 器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器における公称使用圧力	液化亜酸化窒素	液化炭酸ガス	液化フルオロカーボン	液化エチレン	液化プロピレン	F C 一類容器	F C 二類容器	F C 三類容器	F C 四類容器	液化硫化水素	液化臭化水素	液化塩化水素	液化キセノン	液化四フッ化水素	液化炭酸ガスに液化エチレン又は液化亜酸化窒素を添加したもの	十九・六	十九・六	十九・六
二十八の二 器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器における公称使用圧力	液化水素	液化水素	液化水素	液化水素	液化水素	F C 一類容器	F C 二類容器	F C 三類容器	F C 四類容器	液化水素	液化水素	液化水素	液化水素	液化水素	液化水素	十九・六	十九・六	十九・六

スガ

以カパメハ〇力るお度十度 下ルスガハ・が圧けに八四	温 の以カパメ五一えをカパメハ〇力るお度十度 も下ルスガ三・超ルスガハ・が圧けに八四	温 の以カパメハ一えをカパメ五一力 も下ルスガ二・超ルスガ三・が
B A		B A
一一 ・ 八五		一一 ・ 九五

液化ジメチルアミン	液化トリメチルアミン	液化ブチレン	液化フルオロカーボンC三百十八	液化フルオロカーボンC三百十九	液化ブタジエン	液化酸化エチレン	液化ブタジエン	液化モノメチルアミン	液化塩化ビニル	液化クロルメチル	二-a	液化フルオロカーボン百五十	液化フルオロカーボン十二	液化フルオロカーボン五百	液化シクロプロパン	液化メチルエーテル	液化フルオロカーボン百十五	液化フルオロカーボン百二十	液化塩素	液化フルオロパン	液化フルオロパン	ののも
B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	
○○ ・ 七六	○○ ・ 八六	一〇 ・ 〇八	一〇 ・ 一九	一一 ・ 一九	一一 ・ 二〇	一一 ・ 三〇	一一 ・ 三二	一一 ・ 五二	一一 ・ 〇六	二一 ・ 一八	二一 ・ 一八	二一 ・ 三八	二一 ・ 五一	二一 ・ 四二	二一 ・ 五二	二一 ・ 九五	二一 ・ 九五	二一 ・ 九五	二一 ・ 九五	二一 ・ 九五	二一 ・ 九五	三二 ・ 四九

イ 圧 縮 ガ ス 最 高 充 填 圧 力 の 数 値 の 四 分 の 応 じ て 次 に 掲 げ る 種 類 の 高 压 ガ ス を 充 填 す る 容 器 に 定 め る 圧 力 と す る。	Aは、内容積が五百リットルを超える容器であつて、その外面を厚さ五十ミリメートル（内容積が四千リットルを超える容器については、百ミリメートル）以上の容器に係る試験のサイクルの回数は、世界技術規則による初期の圧力サイクル試験において寿命の基準値とするために使用した回数二十人の四圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力は、最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値である。	二十七の二国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る試験のサイクルの回数二十人の四圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力は、最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値である。	二十七の三圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力は、最高充填圧力の数値の十分の十三倍である。
温度四 〇・ 七五	温度四 〇・ 七五	温度四 〇・ 七五	温度四 〇・ 七五
A	B	A	A

ロ 液化ガス 前号の表の上欄に掲げる種類の高压ガスを充填する容器に応じて、それ同号の表の下欄に定める耐圧試験圧力の数値の四分の三倍である。	二十七の二圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係る耐圧試験圧力最高充填圧力の数値の二分の三倍である。
二十九 可燃性ガス アセチレン、アルシン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチレン、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、シアノ化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン、トリメチルアミン、ブタジエン、ブタジエン、ブチレン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン百五十一a、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシリラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、四つ化エチレン、硫化水素及び他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボン）であつて経済産業大臣が定めるものを除く。	二十九 可燃性ガス アセチレン、アルシン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチレン、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、シアノ化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、ブタジエン、ブタジエン、ブチレン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン百五十一a、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシリラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、四つ化エチレン、硫化水素及び他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボン）であつて経済産業大臣が定めるものを除く。
口	口

イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限が十パーセント以下のもの

ロ 爆発限界的上限と下限の差が二十九パーセント以上のもの

三十 毒性ガス、亞硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩化水素、塩素、クロルメチル、五ふつ化ヒ素、五ふつ化リジン、酸化エチレン、三ふつ化窒素、三ふつ化ホウ素、三ふつ化リン、シアノ化水素、ジシラン、ジボラン、臭化水素、セレン化水素、トルメチルアミン、ふつ素、ホスゲン、ホスフイン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、四ふつ化硫黄、四ふつ化ケイ素、硫化水素及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第一項に規定する毒物

三十一 型式試験 法第四十九条の二十一第一項の型式の承認を受けるために同一の型式ごとに一回限り行う試験

三十二 エルハルト式 繼目なし容器の製造方法のうち、胴部及び底部を金属材料塊の押出し等によつて成形するもの

三十三 マンネスマン式 繼目なし容器の製造方法のうち、容器の底部を管の端部の熱加工（金属を加えないものに限る。）による接合で成形するもの又は管の両端部を熱加工により成形するもの

三十四 カッピング式 繼目なし容器の製造方法のうち、胴部及び底部を金属板の絞り加工等によつて成形するもの

## 第二章 製造

### （製造の方法の基準）

第三条 法第四十一条第一項の經濟産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 容器は、充填する高圧ガスの種類、充填圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造すること。

二 容器は、充填する高圧ガスの種類、充填圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な肉厚を有するように製造すること。

三 容器は、その材料、使用温度及び使用される環境に応じた適切な構造及び仕様により製造すること。

四 容器は、その材料及び構造に応じた適切な加工、溶接及び熱処理の方針により製造すること。

五 容器は、適切な寸法精度を有するように製造すること。

## 第三章 容器検査等

### 第一節 容器検査

#### （容器検査の申請）

第四条 法第四十四条第一項本文の規定により、容器検査を受けようとする者は、様式第一の容器検査申請書を容器の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に係るものについては、容器の所在地を管轄する都道府県は、指定都市の長。第九条及び第六十九条において同じ。）、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（容器検査の除外）

第五条 法第四十四条第一項第三号の經濟産業省令で定める用途に供する容器は、次の各号に掲げるものとする。

一 輸出に供する容器

二 本邦で使用される容器であつて、高圧ガスが充填されないもの

三 本邦で使用される容器であつて、高圧ガスが充填された後に流通しないもの

四 その構造、材料及び使用形態の観点から高圧ガスの種類、充填圧力、内容積及び表示方法を制限することが適切である容器であつては、当該制限に適合するものであること。

五 その構造、材料及び使用形態の観点から高圧ガスの種類、充填圧力、内容積及び表示方法を制限することが適切である容器であつては、当該制限に適合するものであること。

六 容器は、その使用環境上想定し得る外的負荷に耐えるものであること。

七 容器は、充填する圧力に応じた気密性を有するものであること。

八 他の用途に用いられたことにより保安上支障を生ずるおそれのある容器にあつては、当該用途に用いられたことがない容器であること。

九 一 容器検査は、必要に応じて、試験片、試験圧力、試験媒体、保持時間、確認手段その他の再現性を確保するために明らかにすべき事項に係る条件を明らかにしてこれを行つこと。

二 試験の手順、試験片、試験機等は、必要に応じて、日本産業規格その他の標準化された規格を用いること。

三 経済産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認めた容器であつて、かつ、適切と認められる材料の品質及び容器の強度を示す図書その他の容器検査に必要な資料を備えているものについては、当該資料に係る試験又は検査を省略することができる。

四 容器検査の結果に係る記録を適切に作成し、これを保存すること。

#### （容器検査における容器の規格）

第七条 法第四十四条第四項の經濟産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一 容器は、第三条で定める製造の方法の基準に適合するように設計すること。

二 容器は、耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験を行い、これに合格するものであること。

三 前号の他、容器は、充填圧力及び使用温度に応じた強度を有するものであること。

四 容器は、使用上有害な欠陥のないものであること。

五 容器は、適切な寸法精度を有するものであること。

六 容器は、その使用環境上想定し得る外的負荷に耐えるものであること。

七 容器は、充填する圧力に応じた気密性を有するものであること。

八 他の用途に用いられたことにより保安上支障を生ずるおそれのある容器にあつては、当該用途に用いられたことがない容器であること。

九 一 容器検査は、必要に応じて、試験片、試験圧力、試験媒体、保持時間、確認手段その他の再現性を確保するために明らかにすべき事項に係る条件を明らかにしてこれを行つこと。

二 試験の手順、試験片、試験機等は、必要に応じて、日本産業規格その他の標準化された規格を用いること。

三 経済産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認めた容器であつて、かつ、適切と認められる材料の品質及び容器の強度を示す図書その他の容器検査に必要な資料を備えているものについては、当該資料に係る試験又は検査を省略することができる。

四 容器検査の結果に係る記録を適切に作成し、これを保存すること。

#### （刻印等の方式）

第八条 法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないようにならぬ各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一 検査実施者の名前及び符号

二 容器製造業者（検査を受けた者が容器製造業者と異なる場合にあつては、容器製造業者及び検査を受けた者）の名称又はその符号

三 充填すべき高圧ガスの種類（PG容器についてはPG、SG容器があつてはSG、FC一類容器にあつてはFC1、FC二類容器にあつては、名称に限る。）

四 充填すべき高圧ガスの種類（PG容器にあつてはPG、SG容器にあつてはSG、FC

あつてはFC2、FC三類容器にあつてはFC3、FC四類容器にあつてはFC4、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつてはCHG、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはLNG、その他の容器にあつては高圧ガスの名称、略称又は分子式）

三 の二 医療用酸素用一般複合容器にあつては、前号に掲げる事項に統けて、その旨の表示（記号 MED）

四 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に統けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号 R）

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器（記号 V1）

六 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V2）

七 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V3）

八 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V4）

九 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上（VH1）の圧力を有する圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に統けて、次に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号 R）

一〇 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上（VH2）の圧力を有する圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に統けて、次に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号 R）

一一 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上（VH3）の圧力を有する圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に統けて、次に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号 R）

素自動車燃料装置用容器である旨の表示（記号 L C）及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号 R）  
四の二の三 國際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、國際圧縮水素自動車燃料装置用容器である旨の表示（記号 G V H）  
四の二の四 低充填サイクル國際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、前号の規定にかかわらず、第三号に掲げる事項に続けて、前号の表示及び低充填サイクル國際圧縮水素自動車燃料装置用容器である旨の表示（記号 G L C）  
四の二の五 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器である旨の表示（記号 T V H）  
四の三 圧縮水素運送自動車用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮水素運送自動車用容器の区分  
イ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（記号 T H 2）  
四の四 液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、その旨の表示（記号 S C U B A）  
四の五 アルミニウム合金製スクーバ用繼目なし容器にあつては、三文字以下のものに限る。及び番号（液化石油ガスを充填する容器については、五けた以下のものに限る。）  
六 内容積（記号 V、単位 リットル）  
七 液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、國際圧縮水素自動車燃料装置用容器、國際圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）  
八 耐圧試験にあつては、耐圧試験にあつては、附属品（取りはずしのできるものに限る。）を含まない容器の質量（記号 W、単位 キログラム）  
九 容器検査に合格した年月（内容積が四千リットル以上の容器、高压ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査に合格した年月）  
十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、國際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、次に掲げる容器に応じて、それぞれ次に定める充填可能期限年月日（國際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、充填可能期限年月）  
イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器において、容器製造業者が定めた日）  
ハ 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器、容器検査に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日又は十五年を超えない範囲内において、容器に装置された状態で輸入されるものを除く。）であつて、それぞれ鏡部の肉厚が二ミリメートル以下の中のものとして經濟産業省令で定める容器は、次に掲げるものとする。  
一 一般継目なし容器、溶接容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で輸入されるものを除く。）であつて、それぞれ鏡部の肉厚が二ミリメートル以下の中のものとして經濟産業省令で定める容器は、次に掲げるものとする。ただし、第一項第一号に掲げる容器（超低温容器を除く。）薄板に第一項各号に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないよう打刻したものを、取れないよう容器の肩部その他見やすい箇所に溶接（熱処理を受ける以前にするものに限る。）をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式。前号に掲げる方式とする。ただし、当該方式が困難な容器にあつては、第一項各号に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かつ、消えないよう打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる容器に限る。）を、取れないよう容器の肩部その他の見やすい箇所に貼付する方

は、附属品（取りはずしのできるものに限る。）を含まない容器の質量（記号 W、単位 キログラム）  
八 容器検査に合格した年月（内容積が四千リットル以上の容器、高压ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、前号の質量にその容器の多孔質物及び附属品の質量を加えた質量（記号 T W、単位 キログラム）  
九 容器検査に合格した年月（内容積が四千リットル以上の容器、高压ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査に合格した年月）  
十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、國際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、次に掲げる容器に応じて、それぞれ次に定める充填可能期限年月日（國際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、充填可能期限年月）  
イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器において、容器製造業者が定めた日）  
ハ 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器、容器検査に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日又は十五年を超えない範囲内において、容器に装置された状態で輸入されるものを除く。）であつて、それぞれ鏡部の肉厚が二ミリメートル以下の中のものとして經濟産業省令で定める容器は、次に掲げるものとする。  
一 一般継目なし容器、溶接容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で輸入されるものを除く。）であつて、それぞれ鏡部の肉厚が二ミリメートル以下の中のものとして經濟産業省令で定める容器は、次に掲げるものとする。ただし、第一項第一号に掲げる容器（超低温容器を除く。）薄板に第一項各号に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないよう打刻したものを、取れないよう容器の肩部その他見やすい箇所に溶接（熱処理を受ける以前にするものに限る。）をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式。前号に掲げる方式とする。ただし、当該方式が困難な容器にあつては、第一項各号に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かつ、消えないよう打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる容器に限る。）を、取れないよう容器の肩部その他の見やすい箇所に貼付する方

は、附属品（取りはずしのできるものに限る。）を含まない容器の質量（記号 W、単位 キログラム）  
八 容器検査に合格した年月（内容積が四千リットル以上の容器、高压ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、前号の質量にその容器の多孔質物及び附属品の質量を加えた質量（記号 T W、単位 キログラム）  
九 容器検査に合格した年月（内容積が四千リットル以上の容器、高压ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査に合格した年月）  
十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、國際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、次に掲げる容器に応じて、それぞれ次に定める充填可能期限年月日（國際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、充填可能期限年月）  
イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器において、容器製造業者が定めた日）  
ハ 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器、容器検査に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日又は十五年を超えない範囲内において、容器に装置された状態で輸入されるものを除く。）であつて、それぞれ鏡部の肉厚が二ミリメートル以下の中のものとして經濟産業省令で定める容器は、次に掲げるものとする。  
一 一般継目なし容器、溶接容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で輸入されるものを除く。）であつて、それぞれ鏡部の肉厚が二ミリメートル以下の中のものとして經濟産業省令で定める容器は、次に掲げるものとする。ただし、第一項第一号に掲げる容器（超低温容器を除く。）薄板に第一項各号に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないよう打刻したものを、取れないよう容器の肩部その他見やすい箇所に溶接（熱処理を受ける以前にするものに限る。）をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式。前号に掲げる方式とする。ただし、当該方式が困難な容器にあつては、第一項各号に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かつ、消えないよう打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる容器に限る。）を、取れないよう容器の肩部その他の見やすい箇所に貼付する方

は、附属品（取りはずしのできるものに限る。）を含まない容器の質量（記号 W、単位 キログラム）  
八 容器検査に合格した年月（内容積が四千リットル以上の容器、高压ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、前号の質量にその容器の多孔質物及び附属品の質量を加えた質量（記号 T W、単位 キログラム）  
九 容器検査に合格した年月（内容積が四千リットル以上の容器、高压ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査に合格した年月）  
十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、國際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、次に掲げる容器に応じて、それぞれ次に定める充填可能期限年月日（國際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、充填可能期限年月）  
イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器において、容器製造業者が定めた日）  
ハ 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器、容器検査に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日又は十五年を超えない範囲内において、容器に装置された状態で輸入されるものを除く。）であつて、それぞれ鏡部の肉厚が二ミリメートル以下の中のものとして經濟産業省令で定める容器は、次に掲げるものとする。  
一 一般継目なし容器、溶接容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で輸入されるものを除く。）であつて、それぞれ鏡部の肉厚が二ミリメートル以下の中のものとして經濟産業省令で定める容器は、次に掲げるものとする。ただし、第一項第一号に掲げる容器（超低温容器を除く。）薄板に第一項各号に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないよう打刻したものを、取れないよう容器の肩部その他見やすい箇所に溶接（熱処理を受ける以前にするものに限る。）をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式。前号に掲げる方式とする。ただし、当該方式が困難な容器にあつては、第一項各号に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かつ、消えないよう打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる容器に限る。）を、取れないよう容器の肩部その他の見やすい箇所に貼付する方

イ 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	ロ 当該容器の属する組(同一の年月日に同一の容器製造所において同一のチャージから製造された容器であつて、肉厚、胴部の外径及び形状が同一であるものをいう。)の記号又は番号
ハ 第一項第六号に掲げる事項	二 容器の質量に付属物の質量を加えた質量(記号 T W、単位 キログラム)
ホ 第一項第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項	三 前項第四号に掲げる容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。
ト リ 第一項第十五号に掲げる事項	四 前項第五号に掲げる容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものであります。
ヌ 脊柱(記号 D D、単位 ミリメートル)	五 前項第六号に掲げる液化石油ガス自動車燃料装置用複合容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものであります。
ヌ 脊柱以外の纖維強化プラスチック部分の許容傷深さ(記号 D D、単位 ミリメートル)	六 前項第五号及び第六号に掲げる事項
(ハ) 高強度鋼(記号 N—H T)	ハ 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項
(ハ) アルミニウム合金(記号 N—A L)	ニ 第一項第十三号に掲げる事項
リ 第一項第十五号に掲げる事項	ト 第一項第十一号及び第十二号に掲げる事項
ヌ 脊柱以外の纖維強化プラスチック部分の許容傷深さ(記号 D D、単位 ミリメートル)	ホ 第一項第六号、第七号及び第九号に掲げる事項
(ロ) ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車用容器(記号 T H 4)	ト 第一項第二号及び第三号に掲げる事項
(ロ) ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器(記号 T H 2)	ホ 第一項第十二号から第十二号の三まで及
(ロ) ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器(記号 T H 3)	二 第一項第十五号に掲げる事項
(ロ) ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(記号 V 1)	三 第一項第九号及び第十号に掲げる事項
(ロ) ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上 の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(記号 V R)	四 第一項第十二号から第十二号の三まで及
ヌ 第一項第十五号に掲げる事項	五 前項第六号に掲げる液化石油ガス自動車燃料装置用複合容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。
ヌ 第一項第十五号に掲げる事項	六 前項第五号及び第六号に掲げる事項
ヌ 第一項第十五号に掲げる事項	ハ 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項
ヌ 第一項第十五号に掲げる事項	ニ 第一項第十三号及び第十四号に掲げる事項
ヌ 第一項第十五号に掲げる事項	ト 第一項第十一号及び第十二号に掲げる事項
ヌ 第一項第十五号に掲げる事項	ホ 第一項第六号、第七号及び第九号に掲げる事項
ヌ 第一項第十五号に掲げる事項	ト 第一項第二号及び第三号に掲げる事項
ヌ 第一項第十五号に掲げる事項	ホ 第一項第十二号から第十二号の三まで及
ヌ 第一項第十五号に掲げる事項	二 第一項第十五号に掲げる事項
ヌ 第一項第十五号に掲げる事項	三 第一項第九号及び第十号に掲げる事項
ヌ 第一項第十五号に掲げる事項	四 第一項第十二号から第十二号の三まで及

ル プラスチックライナー製一般複合容器にあつては、保証トルク(記号 G T、単位 ニュートンメートル)	三の二 前項第四号の二に掲げる容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。
ロ 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	四 第一項第一号から第三号までに掲げる事項
ト 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	五 前項第六号に掲げる液化石油ガス自動車燃料装置用複合容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。
ト 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	六 前項第五号及び第六号に掲げる事項
ト 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	ハ 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項
ト 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	ニ 第一項第十三号及び第十四号に掲げる事項
ト 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	ト 第一項第十一号及び第十二号に掲げる事項
ト 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	ホ 第一項第六号、第七号及び第九号に掲げる事項
ト 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	ト 第一項第二号及び第三号に掲げる事項
ト 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	ホ 第一項第十二号から第十二号の三まで及
ト 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	二 第一項第十五号に掲げる事項
ト 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	三 第一項第九号及び第十号に掲げる事項
ト 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	四 第一項第十二号から第十二号の三まで及

一 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(記号 V H 1)	二 压縮水素自動車燃料装置用容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。
二 压縮水素自動車燃料装置用容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。	三 前項第六号に掲げる液化石油ガス自動車燃料装置用複合容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。
三 前項第六号に掲げる液化石油ガス自動車燃料装置用複合容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。	四 前項第一号から第三号までに掲げる事項
四 前項第一号から第三号までに掲げる事項	五 前項第六号に掲げる液化石油ガス自動車燃料装置用複合容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。
五 前項第六号に掲げる液化石油ガス自動車燃料装置用複合容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。	六 前項第一号から第三号までに掲げる事項

一 前項第六号に掲げる液化石油ガス自動車燃料装置用容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。	二 第一項第一号から第三号までに掲げる事項
二 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	三 前項第六号に掲げる液化石油ガス自動車燃料装置用容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。
三 前項第六号に掲げる液化石油ガス自動車燃料装置用容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。	四 第一項第一号から第三号までに掲げる事項
四 第一項第一号から第三号までに掲げる事項	五 前項第六号に掲げる液化石油ガス自動車燃料装置用容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。
五 前項第六号に掲げる液化石油ガス自動車燃料装置用容器の質量をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、アルミニウム箔に刻印したものです。	六 前項第一号から第三号までに掲げる事項

国において当該容器について最初に行つた耐

圧試験の合格時及び当該最初に行つた耐圧試験の試験日が容器検査申請日から起算して一年六月を超える過去において行われた場合にあつては直近に行つた次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める試験（容器検査申請日から起算して一年六月以内に行われたものに限る。）の合格時の刻印等並びに第一項第十号から第十五号までに掲げる事項の刻印等

イ 超低温容器（槽が二重構造のものに限る。）気密試験及び断熱性能試験

ロ 内容積が百五十リットル未満の液化天然ガス自動車燃料装置用容器（槽が二重構造のものに限る。）漏えい試験及び断熱性能試験

ハ 内容積が百五十リットル以上の液化天然ガス自動車燃料装置用容器（槽が二重構造のものに限る。）漏えい試験及び断熱性能試験

二 その他の容器 耐圧試験

（容器に充填する高压ガスの種類又は圧力の変更の手続）

第九条 法第五十四条第一項の規定により刻印等をすべき旨の申請をしようとする者は、様式第二の高压ガスの種類又は圧力変更申請書に、変更後においても当該容器が第七条の規格に適合することを証する資料を添えて、刻印等が協会によりされたものである場合にあつては協会、刻印等が指定容器検査機関によりされたものである場合にはあつては指定容器検査機関、自主検査刻印等がされたものである場合には容器の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）にあつては、容器の所在地を管轄する都道府県知事。以下この条において「産業保安監督部長」という。）、協会又は指定容器検査機関、その他の場合にあつては産業保安監督部長等に提出しなければならない。

（表示の方法）

第十条 法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者（容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合において当該容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従つて行わなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる高压ガスの種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる塗色をそ

高压ガスの種類	塗色の区分
酸素ガス	黒色
水素ガス	赤色
液化炭酸ガス	緑色
液化アンモニア	白色
液化塩素	黄色
アセチレンガス	かづみ色
その他他の種類の高压ガス	ねずみ色

二 容器の外面に次に掲げる事項を明示するものとする。

イ 充填することができる高压ガスの名称

ロ 充填することができる高压ガスが可燃性ガス及び毒性ガスの場合にあつては、当該高压ガスの性質を示す文字（可燃性ガスにあつては「燃」、毒性ガスにあつては「毒」）

（表示の方法）

第十四章 容器の表示

三 容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を明示するものとす）に掲げる事項を明示するものとする。

四 圧縮水素運送自動車用容器に法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者は、前三項に掲げるもののほか、告示で定める方式に従つて行わなければならない。ただし、次に掲げる容器にあつてはこの限りでない。

五 保安上支障がないものとして別に告示で定める方式に適合している場合又は表示の方式について経済産業大臣の認可を受けた場合は、第一項から第三項までの規定にかかるらず、それぞれ当該告示で定める方式又は当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従つて法第四十六条第一項又は第二項の表示をとることができる。

（容器を譲り受けた者が行う表示）

第十五条 法第四十九条の二第一項第三号の經濟産業省令で定める用途に供する附屬品は、輸出に供する附屬品その他本邦で流通しないことが

号及び第五項の規定の例により行わなければならぬ。

第五章 附屬品の基準等

第十六条 法第四十九条の二第一項及び法第四十九条の二第一項本文及び法第四十九条の四の二の経済産業省令で定める附屬品は、次の各号に掲げるものとする。

一 バルブ（再充填禁止容器以外の容器に装置されるものに限る。）

二 安全弁（第十九条第一号に掲げる容器に装置されるものに限る。）

三 緊急しや断装置（第十九条第三号、第四号及び第五号に掲げる容器に装置されるものに限る。）

四 逆止弁（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。）

（附屬品検査の申請）

第十七条 法第四十九条の二第一項本文の規定により、附屬品検査を受けようとする者は、様式第三の附屬品検査申請書を附屬品の所在地（附屬品の製造の事業を行う者の製造する附屬品については事業所の所在地、輸入をした附屬品については附屬品の陸揚地。以下この条において同じ。）を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に装置されている附屬品に係るものについては、附屬品の所在地を管轄する都道府県知事（当該附屬品が指定都市の区域内にあつては、当該附屬品の所在地を管轄する指定都市の長。第七十条において同じ。）、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。輸出に供する附屬品の除外）

（附屬品検査の方法）

第十八条 法第四十九条の二第一項の經濟産業省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとす。

一 附屬品検査は、必要に応じて、試験片、試験圧力、試験媒体、保持時間、確認手段その

他の再現性を確保するため明瞭にすべき事項に係る条件を明らかにしてこれを行なうこと。試験の手順、試験片、試験機等は、必要に応じて、日本産業規格その他の標準化された規格を用いること。

二 経済産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認めた附属品であつて、かつ、適当と認められる材料の品質及び附属品の強度を示す図書その他の附属品検査に必要な資料を備えているものについては、当該資料に係る試験又は検査を省略することができる。

四 附属品検査の結果に係る記録を作成し、これを保存すること。

(附属品検査における附属品の規格)

**第十七条** 法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一 附属品は、使用圧力及び使用温度に応じた強度を有するものであること。

二 附属品は、使用上有害な欠陥のないものであること。

三 附属品は、その使用環境上想定し得る外的負荷に耐えるものであること。

四 附属品に使用する材料は、使用する高圧ガスの種類、使用圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切なものであること。

五 附属品は、使用圧力に応じた気密性を有するものであること。

六 バルブ及び逆止弁は、確実に作動するものであること。

七 安全弁は、当該安全弁が装置される容器の通常の使用範囲を超えた圧力又は温度に対応して適切に作動するものであること。

八 緊急しや断装置は、適切な温度において直ちに自動的に作動するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、型式試験に合格した型式にあっては、附属品検査のうち当該型式試験において実施した試験と同一の内容のもの、附属品検査に合格した型式にあっては、型式試験のうち当該附属品検査において実施した試験と同一の内容のものをそれを省略することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる検査、型式試験又は検定(以下この条において「検査等」という。)に適合する附属品にあつては、検査等の規定にかかるべき検査に合格した

つては当該検査等に係る規格をもつて法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格とする。

一 救命及び消防の設備についての船舶安全法(昭和八年法律第一号)第五条及び第六条(第三項による検査並びに船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)に基づく型式試験及び検定

二 消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号)第二十一条の二第一項に規定される検定対象器具等である附属品に係る同項に定める検定

三 航空法第十条に基づき国土交通大臣が行う検査

(附属品検査の刻印)

**第十八条** 法第四十九条の三第一項の規定により、刻印をしようとする者は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないよう次の各号(アセチレン容器に用いる溶栓式安全弁にあつては第一号から第四号まで及び第七号)に掲げる事項をそのまま順序で刻印しなければならない。ただし、刻印することが適當でない附属品については、他の薄板に刻印したものを取れないよう附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをしたものをもつてこれに代えることができる。

一 附属品検査に合格した年月日(国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月)

二 検査実施者の名称の符号

三 附屬品製造業者(検査を受けた者が附属品製造業者と異なる場合にあつては、附属品製造業者及び検査を受けた者の)の名称又はその符号

四 附屬品の記号及び番号

2

八 液化水素運送自動車用容器に装置する安全弁にあつては、前号又に掲げる事項に統けて、次に掲げる安全弁の種類

イ 液化水素運送自動車用容器に装置する安全弁であつて、液封による破裂を防止するためのもの(以下「液化水素運送自動車用低圧安全弁」という。)(記号 L)

ロ 液化水素運送自動車用容器に装置されるためのもの(以下「液化水素運送自動車用高圧安全弁」という。)(記号 H)

八 保安上支障がないものとして次の各号に掲げ超えた圧力の上昇による容器の破裂を防止するためのもの(以下「液化水素運送自動車用高圧安全弁」という。)(記号 H)

イ 保安弁であつて、容器の通常の使用範囲を超えた圧力の上昇による容器の破裂を防止するためのもの(以下「液化水素運送自動車用高圧安全弁」という。)(記号 H)

2 保安全弁であつて、容器の通常の使用範囲を超えた圧力の上昇による容器の破裂を防止するためのもの(以下「液化水素運送自動車用高圧安全弁」という。)(記号 H)

イ 保安弁と接することにより当該安全弁を充填する場合にあつては、液化水素運送自動車用低圧安全弁及び液化水素運送自動車用高圧安全弁とする。

イ 安全弁と接することにより当該安全弁を充填する場合にあつては、液化水素運送自動車用低圧安全弁及び液化水素運送自動車用高圧安全弁を充填する容器

ロ 毒性ガスを充填する容器であつて安全弁を充填する容器

ハ 炭酸ガスを充填する容器(圧力二十四・五メガパスカル以上で行つた耐圧試験に合格した消防用の設備又は航空機に備えるものに限る。)

二 船舶安全法第五条及び第六条第三項に基づく検査並びに船舶等型式承認規則に基づく型式承認及び検定の対象となる救命設備の部品としての容器

四

四十五条规定に定める証印

ハ 同法第六条の四第一項に規定する検定に合格した附属品にあつては、船舶等型式承認規則第十五条第一項に定める証印

二 消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号)第二十一条の二第一項に規定される検定対象器具等である附属品に係る同項に定める検定

三 航空法第十条に基づき国土交通大臣が行う検査

四 第十六条第三号の規定に基づいて検査された附属品にあつては、製造国において当該附属品について最初に行つた気密試験の合格時及び当該最初に行つた気密試験の試験日が附属品検査申請日から起算して一年六月を超える過去において行われた場合にあつては直近の気密試験(附属品検査申請日から起算して一年六月以内に行われたものに限る。)の合格時の刻印並びに第一項第二号から第七号までに掲げる事項の刻印

第五章 充填

(再充填禁止容器以外の容器に係る附属品)

**第十九条** 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げる容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、それぞれ当該各号に掲げる附属品とする。

一 次のイからホまでに掲げる容器以外の容器安全弁(液化水素運送自動車用容器に装置する場合にあつては、液化水素運送自動車用高圧安全弁とする。)

イ 著しく劣化させるおそれがある高压ガスを充填する容器

ロ 毒性ガスを充填する容器であつて安全弁を充填する容器

ハ 炭酸ガスを充填する容器(圧力二十四・五メガパスカル以上で行つた耐圧試験に合格した消防用の設備又は航空機に備えるものに限る。)

二 船舶安全法第五条及び第六条第三項に基づく検査並びに船舶等型式承認規則に基づく型式承認及び検定の対象となる救命設備の部品としての容器

ホ 消防法第二十二条の二第一項の検定に合格した同法第十七条第一項に規定される消防用設備等に使用する容器

二 バルブ若しくは安全弁を装置する場合に当該バルブ若しくは安全弁を他の容器と共有することとなる容器、液化石油ガス以外のガスを充填する内容積が四千リットル以上の容器又は高压ガス運送自動車用容器 附属配管（当該附属配管が装置される容器と同等以上の耐圧性能及び気密性能を有し、かつ、使用された環境に応じた適切な材料を使用して製造したものに限る。以下この条において同じ。）

三 液化石油ガス以外の可燃性ガス、毒性ガス（塩素を除く。）又は酸素の液化ガスを充填する内容積が四千リットル以上の容器又は高压ガス運送自動車用容器緊急しや断装置

四 液化石油ガスを充填する内容積が四千リットル以上の容器又は高压ガス運送自動車用容器であつて、バルブ、附屬配管又は液面計が突出していないもの 附屬配管及び緊急しや断装置

五 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 逆止弁（再充填禁止容器に係る附属品）

第二十条 法第四十八条第二項第三号の経済産業省令で定める容器は、再充填禁止容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、安全弁とする。（容器の加工の基準）

第二十一条 法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 容器の質量の刻印又は表示の右側に、明瞭に区別してスカートの質量を打刻すること。

二 スカートは、溶接して取り付けないこと。

三 容器にスカートを取り付けたときは、当該容器の質量の刻印又は表示の上欄に同一ネックリングは、かしめて取り付けること。

四 加工は、その加工後において第三条第一号で定める肉厚を減少しないようにしてすること。

		2	
前項の規定にかかる場合は、加工後の当該補修部分は、使用上問題となるような欠陥がない、適切な強度を有するものであること。		行規則第十四条第一項に定める基準に適合する。	前項の規定にかかる場合は、加工後の当該補修部分は、使用上問題となるような欠陥がない、適切な強度を有するものであること。
臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつて、経済産業大臣で定める方法によるものとする。		もつて法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準とができる。	もつて法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める方法によるものとする。
(液化ガスの質量の計算の方法)		G = V / C	(液化ガスの質量の計算の方法)
この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。		G = V / C	この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。
V 容器の内容積（単位 リットル）の数値	C 低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充填する液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数。（液化水素運送自動車用容器にあつては、当該容器に充填すべき液化水素の大気圧における沸点下の比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数。）、第二条第二十六号の表上欄に掲げるその他のガスであつて、耐圧試験圧力が二十四・五メガパスカルの同表Aに該当する容器に充填する液化ガスについては温度四十八度における圧力、同表Bに該当する容器に充填する液化ガスにあつては温度五十五度における圧力がそれぞれ十四・七メガパスカル以下となる当該液化ガス一キログラムの占める容積（単位 リットル）の数値、その他のものにあつては次の表の上欄に掲げる液化ガスの種類に応じて、それぞれ表の下欄に掲げる定数	G = V / C	この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。
液化エタン	液化エチレン	液化アセチレン	液化プロパン
液化エタン	液化エチレン	液化ブタン	液化ブチレン
三・五〇	二・八〇	八六	八七
二・八〇	七九	九一	九二
二・七六	八〇	九〇	九三
二・七四	八〇	九〇	九四
二・七八	八〇	九〇	九四

		2	
前項の規定にかかる場合は、加工後の当該補修部分は、使用上問題となるような欠陥がない、適切な強度を有するものであること。		行規則第十四条第一項に定める基準に適合する。	前項の規定にかかる場合は、加工後の当該補修部分は、使用上問題となるような欠陥がない、適切な強度を有するものであること。
臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつて、経済産業大臣で定める方法によるものとする。		もつて法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準とができる。	もつて法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める方法によるものとする。
(液化ガスの質量の計算の方法)		G = V / C	(液化ガスの質量の計算の方法)
この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。		G = V / C	この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。
V 容器の内容積（単位 リットル）の数値	C 低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充填する液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数。（液化水素運送自動車用容器にあつては、当該容器に充填すべき液化水素の大気圧における沸点下の比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数。）、第二条第二十六号の表上欄に掲げるその他のガスであつて、耐圧試験圧力が二十四・五メガパスカルの同表Aに該当する容器に充填する液化ガスについては温度四十八度における圧力、同表Bに該当する容器に充填する液化ガスにあつては温度五十五度における圧力がそれぞれ十四・七メガパスカル以下となる当該液化ガス一キログラムの占める容積（単位 リットル）の数値、その他のものにあつては次の表の上欄に掲げる液化ガスの種類に応じて、それぞれ表の下欄に掲げる定数	G = V / C	この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。
液化エタン	液化エチレン	液化アセチレン	液化プロパン
液化エタン	液化エチレン	液化ブタン	液化ブチレン
三・五〇	二・八〇	八六	八七
二・八〇	七九	九一	九二
二・七六	八〇	九〇	九三
二・七四	八〇	九〇	九四
二・七八	八〇	九〇	九四

		2	
前項の規定にかかる場合は、加工後の当該補修部分は、使用上問題となるような欠陥がない、適切な強度を有するものであること。		行規則第十四条第一項に定める基準に適合する。	前項の規定にかかる場合は、加工後の当該補修部分は、使用上問題となるような欠陥がない、適切な強度を有するものであること。
臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつて、経済産業大臣で定める方法によるものとする。		もつて法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準とができる。	もつて法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める方法によるものとする。
(液化ガスの質量の計算の方法)		G = V / C	(液化ガスの質量の計算の方法)
この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。		G = V / C	この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。
V 容器の内容積（単位 リットル）の数値	C 低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充填する液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数。（液化水素運送自動車用容器にあつては、当該容器に充填すべき液化水素の大気圧における沸点下の比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数。）、第二条第二十六号の表上欄に掲げるその他のガスであつて、耐圧試験圧力が二十四・五メガパスカルの同表Aに該当する容器に充填する液化ガスについては温度四十八度における圧力、同表Bに該当する容器に充填する液化ガスにあつては温度五十五度における圧力がそれぞれ十四・七メガパスカル以下となる当該液化ガス一キログラムの占める容積（単位 リットル）の数値、その他のものにあつては次の表の上欄に掲げる液化ガスの種類に応じて、それぞれ表の下欄に掲げる定数	G = V / C	この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。
液化エタン	液化エチレン	液化アセチレン	液化プロパン
液化エタン	液化エチレン	液化ブタン	液化ブチレン
三・五〇	二・八〇	八六	八七
二・八〇	七九	九一	九二
二・七六	八〇	九〇	九三
二・七四	八〇	九〇	九四
二・七八	八〇	九〇	九四

		2	
前項の規定にかかる場合は、加工後の当該補修部分は、使用上問題となるような欠陥がない、適切な強度を有するものであること。		行規則第十四条第一項に定める基準に適合する。	前項の規定にかかる場合は、加工後の当該補修部分は、使用上問題となるような欠陥がない、適切な強度を有するものであること。
臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつて、経済産業大臣で定める方法によるものとする。		もつて法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準とができる。	もつて法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める方法によるものとする。
(液化ガスの質量の計算の方法)		G = V / C	(液化ガスの質量の計算の方法)
この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。		G = V / C	この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。
V 容器の内容積（単位 リットル）の数値	C 低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充填する液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数。（液化水素運送自動車用容器にあつては、当該容器に充填すべき液化水素の大気圧における沸点下の比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数。）、第二条第二十六号の表上欄に掲げるその他のガスであつて、耐圧試験圧力が二十四・五メガパスカルの同表Aに該当する容器に充填する液化ガスについては温度四十八度における圧力、同表Bに該当する容器に充填する液化ガスにあつては温度五十五度における圧力がそれぞれ十四・七メガパスカル以下となる当該液化ガス一キログラムの占める容積（単位 リットル）の数値、その他のものにあつては次の表の上欄に掲げる液化ガスの種類に応じて、それぞれ表の下欄に掲げる定数	G = V / C	この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。
液化エタン	液化エチレン	液化アセチレン	液化プロパン
液化エタン	液化エチレン	液化ブタン	液化ブチレン
三・五〇	二・八〇	八六	八七
二・八〇	七九	九一	九二
二・七六	八〇	九〇	九三
二・七四	八〇	九〇	九四
二・七八	八〇	九〇	九四

		2	
前項の規定にかかる場合は、加工後の当該補修部分は、使用上問題となるような欠陥がない、適切な強度を有するものであること。		行規則第十四条第一項に定める基準に適合する。	前項の規定にかかる場合は、加工後の当該補修部分は、使用上問題となるような欠陥がない、適切な強度を有するものであること。
臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつて、経済産業大臣で定める方法によるものとする。		もつて法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準とができる。	もつて法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める方法によるものとする。
(液化ガスの質量の計算の方法)		G = V / C	(液化ガスの質量の計算の方法)
この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。		G = V / C	この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。
V 容器の内容積（単位 リットル）の数値	C 低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充填する液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数。（液化水素運送自動車用容器にあつては、当該容器に充填すべき液化水素の大気圧における沸点下の比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数。）、第二条第二十六号の表上欄に掲げるその他のガスであつて、耐圧試験圧力が二十四・五メガパスカルの同表Aに該当する容器に充填する液化ガスについては温度四十八度における圧力、同表Bに該当する容器に充填する液化ガスにあつては温度五十五度における圧力がそれぞれ十四・七メガパスカル以下となる当該液化ガス一キログラムの占める容積（単位 リットル）の数値、その他のものにあつては次の表の上欄に掲げる液化ガスの種類に応じて、それぞれ表の下欄に掲げる定数	G = V / C	この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。
液化エタン	液化エチレン	液化アセチレン	液化プロパン
液化エタン	液化エチレン	液化ブタン	液化ブチレン
三・五〇	二・八〇	八六	八七
二・八〇	七九	九一	九二
二・七六	八〇	九〇	九三
二・七四	八〇	九〇	九四
二・七八	八〇	九〇	九四

に事由を具した書面を添えて、充填する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）に係るものについては、充填をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合には、充填を當該事業所の所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

**第七章 容器及び附属品の再検査並びに容器検査所**

（容器再検査の期間）

**第二十四条 法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては、前回の容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標準において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器等において示された月日の前日）、容器再刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標準において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。**

一 溶接容器、超低温容器及びろう付け容器（次号及び第七十一条において「溶接容器等」といい、次号の溶接容器等及び第八号の液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く。）については、製造した後の経過年数（以下この条、第二十七条及び第七十一条において「経過年数」という。）二十年未満のものは五年、経過年数二十年以上のものは二年、塩素を充填するためのものを除く。）であつ

て、昭和三十年七月以後において法第四十四条第一項に規定する容器検査又は第三十六条第一項に規定する放射線検査に合格したものについては、経過年数二十年未満のものは六年、経過年数二十年以上のものは二年、一般继目なし容器については、五年、一般複合容器（医療用酸素用一般複合容器を除く。）については、三年、

四 医療用酸素用一般複合容器について  
は、五年、

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器については、経過年数四年以下のものは四年、経過年数四年を超えるものは二年

六 國際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器について  
は、経過年数四年一月以下のものは四年一月、経過年数四年一月を超えるものは二年

七 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器については、一年一月

八 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。以下同じ。）については、経過年数二十年未満のものは六年、経過年数二十年以上のものは二年

2 前項の規定にかかわらず、道路運送車両法第六十一条に定める自動車検査証の有効期間が一年の自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査にあっては、容器検査合格月の前月の末日から起算して、当該容器が装置されている自動車が当該起算日から起算して六年を経過して最初に受ける道路運送車両法第五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮天然ガス、圧縮水素又は液化天然ガスを充填する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、國際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査にあっては、容器検査合格月の前月の末日又は第一号及び第三号に掲げるところにより行う容器再検査合格月の前月の末日から起算して四年一月を経過して最初に受ける容器再検査以外にあつては、第一号に掲げるものうち經濟産業大臣が定めるもののみとすることができる。

（容器再検査の方法）

**第二十五条 法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法は、告示で定めるものとする。**

**第二十六条 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、溶接容器、ろう付け容器、一般継目なし容器（半導体製造用として大気圧の下で充填する溶接容器に限る。以下同じ。）については、露点が零下六十度以下との別表第一に掲げる種類の高压ガスを充填するためのものであつて、法第四十九条第一項に定める容器再検査の方法として超音波探傷を行うもの（以下「半導体製造用継目なし容器」という。）を除く。）、一般複合容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器に係るものは、容器検査合格月の前月の末日又は第一号及び第三号に掲げるところにより行う容器再検査合格月の前月の末日から起算して四年一月を経過して最初に受ける容器再検査以外にあつては、第一号に掲げるものうち經濟産業大臣が定めるもののみとすることができる。**

一 容器は、次に規定するところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。  
ロ 内面又は外面（アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるものであること。  
イ 容器ごとに行うこと。

ハ 内容積が十五リットル以上百二十リットル未満の液化石油ガスを充填する容器（液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く。）にあつては、スカートの著しい腐食、摩耗又は変形がないものであり、かつ、底面間隔（容器を水平面に直立させた場合における当該容器本体の底面と水平面との間隔をいう。）が当該容器の底部の腐食の防止のため十分なものを合格とすること。

二 液化石油ガスを充填する容器（ステンレス鋼、アルミニウム合金その他腐食しにくい材料で製造されたもの以外のものであつて、内容積が百二十リットル未満のものに限る。）にあつては、告示で定めるところにより適切な防錆塗装が行われたものであること。

三 容器は、次に規定するところにより耐圧試験を行い、これに合格するものであること。  
ロ 容器及びプラスチックライナー製一般複合容器にあつては膨張測定試験を行うこと。  
イ 容器ごとに行うこと。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるものについては、容器の製造所、刻印等において示された内容積、形状及び製造年月を同一の容器で、一つの容器ごとに示す。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるものについては、容器の製造所、刻印等において示された内容積、形状及び製造年月を同じくするもののうちから任意に採取した容器にあつては膨張測定試験を行うこと。

四 一般複合容器にあつては、残余のものは、合格したものとみなす。  
ハ 膨張測定試験にあつては漏れ又は異常膨張がなく、かつ、恒久増加率が十パーセント（一般複合容器にあつては五パーセント）以下ものを合格とし、加圧試験にあつては漏れ又は異常膨張がないものを合格とすること。

二 一般複合容器にあつては、告示で定める基準に適合するものであること。

一 容器は、次に規定するところにより気密試験を行い、これに合格するものであること。  
イ 気密試験は、容器ごとに行うこと。



四 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものに限る。）は、次に規定するところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

五 附屬品ごとに行うこと。

六 ロ 漏れのないものを合格とすること。

五 附屬品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されるものに限る。）は、次に規定するところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

六 ロ 漏れのないものを合格とすること。

六 バルブ（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されるものを除く。）にあつては、次に適合するものである。

イ 開閉操作が容易であり、かつ、円滑に作動するものであること。

ロ 液化石油ガスを充填する容器にバルブのバルブであつてグランドナットにバルブの開閉のためのねじが切つてある構造のものにあつては、グランドナットをピン又はナット等によりバルブ本体に適切に固定してあること。

七 安全弁（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されたるもの並びに破裂板及び溶栓を除く。以下この号において同じ。）については、当該安全弁の装置された容器に充填される高圧ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の十分の八以下（プラスチックライナー製一般複合容器に装置される附屬品にあつては耐圧試験圧力以下、液化水素運送自動車用低圧安全弁にあつては当該安全弁が装置される液体の体積が容器の内容積の九十八パーセント

となる圧力の数値の七分の五倍の圧力以上当該液化水素の体積が容器の内容積の九十八パーセントとなる圧力以下、液化水素運送自動車用高压安全弁にあつては気密試験圧力以上最高充填圧力の数値の一・三倍以下）の圧力を加えた場合、作動するものであること。

八 緊急しや断装置にあつては、遠隔操作により作動することができるものであること。

九 前項の規定にかかわらず、保安上支障のないものとして別に告示で定める場合にあつては当該告示で定める規格をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る規格をもつて法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める規格とができる。

第二章 法第四十九条第一項の登録を受けようとする者は、容器検査所ごとに、様式第五の容器検査所登録申請書に検査設備明細書を添えて、容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事（当該容器検査所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該容器検査所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第三十一条の二第二項、第三十五条及び第三十九条において同じ。）に提出しなければならない。

第三十条 法第四十九条第一項の登録を受けようとする者は、容器検査所登録申請書に検査設備明細書を添えて、容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事（当該容器検査所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該容器検査所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第三十一条の二第二項、第三十五条及び第三十九条において同じ。）に提出しなければならない。

第三十一条 法第四十九条第一項の登録を受けようとする者は、容器検査所登録申請書に検査設備明細書を添えて、容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事（当該容器検査所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該容器検査所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第三十一条の二第二項、第三十五条及び第三十九条において同じ。）に提出しなければならない。

第三十二条 都道府県知事又は指定都市の長は、法第五十条第三項の規定により容器検査所の登録又はその更新をしたときは、登録又はその更新を受けた者に対し、様式第七の容器検査所登録票を交付する。

第三十三条 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものである。

一 溶接容器、ろう付け容器、一般縫目なし容器、一般複合容器又はアルミニウム合金製スクレーパ用縫目なし容器を再検査する容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備（再検査をする容器及びその規格に応じたものに限る。以下この条において同じ。）を備えること。

二 容器の傷及び亀裂を超音波探傷試験により確認するための設備（超音波探傷試験を行う場合に限る。）

三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

四 涼液化天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品以外の附属品の再検査をする容器検査所にあつては、気密試験及び性能試験のための検査設備を備えること。

六 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されたものに限る。以下この条において同じ。）

七 前各号に定める検査設備は、それぞれ告示に定める基準に適合するものであること。

八 容器の傷及び肉厚を超音波探傷試験により確認するための設備（半導体製造用縫目）の設備

九 容器の内面を照明検査するための設備（なし容器に係るものに限る。）

十 圧力計及び膨張計（膨張測定試験を行ふ場合に限る。）

(検査主任者の資格)

**第三十四条** 法第五十二条第一項の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む)、高压ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に一年以上従事した者

二 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、高压ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に三年以上従事した者

三 容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に二年以上従事した者

四 専ら圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器(超音波探傷試験を行うものを除く)、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、高压ガス運送自動車用容器に装置されている附属品を検査する容器検査所にあつては、自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)第二条の規定に基づく第一級大型自動車整備士、第一級小型自動車整備士、第一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の資格を有する者

(検査主任者の選任等の届出)

**第三十五条** 法第五十二条第二項の規定により検査主任者の選任又は解任を届け出ようとする者は、様式第八の検査主任届書に当該検査主任者が交付を受けた製造保安責任者免状の写し又は前条に規定する資格を有することを証する書面を添えて、その容器検査所の所在地を管轄す

る都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該写し又は書面の添付を省略することができる。

(容器再�査における放射線検査)

**第三十六条** 都道府県知事、指定都市の長、協会、指定容器検査機関又は法第四十九条第一項の容器検査所の登録を受けた者は、同項の容器再�査に際し、容器再�査を受ける者が希望する場合には、溶接容器について放射線検査を行う。

**第二都道府県知事、指定都市の長、協会、指定容器の登録を受けた者は、前項の放射線検査に合格した容器には「放」の文字を打刻等により明示するものとする。**

(容器再�査に合格した容器の刻印等)

**第三十七条** 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器(次号に掲げるものを除く)、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器(次号に掲げるものを除く)、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、高压ガス運送自動車用容器に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて行わなければならない。

イ 前号の例により刻印するものとする。たゞ、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて行わなければならない。

ロ 超音波探傷試験に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日又は十五年を超えない範囲内において容器等製造業者が定めた日を前回の超音波探傷試験(超音波探傷試験を受けたことのない容器にあっては、容器検査)の下又は右に刻印し、前回の超音波探傷試験を受けたことのない容器にあっては、容器検査(以下この号において同じ)に合格したときの充填可能期限年月日の刻印の下又は右に刻印し、前回の超音波探傷試験のときの充填可能期限年月日の刻印を右に次に掲げる方式とする。ただし、当該方式が困難な容器にあっては、検査実施者に該方式が困難な容器に付与された第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻の下又は右に掲げる。

ハ 容器再検査の年の月(内容積四千リットル以上の容器、高压ガス運送自動車用容器にあっては年月日)を右に掲げる方

一 検査実施者の名称の符号及び容器再�査の年月(内容積四千リットル以上の容器及び高压ガス運送自動車用容器にあっては年月日)を右に掲げる方

二 水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては第五号に、金属ライナー製一般複合容器(フルラップに限る)、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあっては第六号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

ホ アルミニウム合金製スクリーパ用締目なし容器にあってはロに掲げる事項に続けて、ハ

二 半導体製造用締目なし容器にあっては、前号の薄板に前項第一号への記号を明瞭に、かつ、消えないように打刻すること。

三 半導体製造用締目なし容器であつて第二十五条第一項の告示で定める方法により附属品を取り外してバルブ取付け部ねじについて外観検査を行つたものにあつては、前号に継けて前項第一号ニの記号を明瞭に、かつ、消え

ないよう打刻すること。

四 前回の容器再検査のときの質量に変化があ

る場合にあつては、第一号の薄板に容器再検査主任者の選任等の届出)

ハ 半導体製造用締目なし容器にあつては、ロに掲げる事項に続けてその旨の表示(記号 U.T.)

二 半導体製造用締目なし容器であつて第二十五条第一項の告示で定める方法により附属品を取り外してバルブ取付け部ねじについて外観検査を行つたものにあつては、前号に継けて前項第一号ニの記号を明瞭に、かつ、消え

い外観検査を行つたものにあつては、ハに掲げる事項に続けてその旨の表示(記号 V.C.)

ホ アルミニウム合金製スクリーパ用締目なし容器にあってはロに掲げる事項に続けて、ハ

二 半導体製造用締目なし容器にあっては第一号の二に、半導

体製造用締目なし容器にあっては第一号から第

四号までに、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容

器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮

容器にあっては次の一、第一号及び第四号に、超低温容器にあっては第一号の二に、半導

体製造用締目なし容器にあっては第一号から第

四号までに、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容

器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては第五号に、金属ライナ

製一般複合容器(フルラップに限る)、プラスチックライナー製一般複合容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては第六号にそれぞれ掲

げる方式に従つて行わなければならない。

メ 検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月(内容積四千リットル以上の容器及び高压ガス運送自動車用容器にあっては年月日)を右に掲げる方

一 検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月(内容積四千リットル以上の容器及び高压ガス運送自動車用容器にあっては年月日)を右に掲げる方

二 水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては第五号に、金属ライナー製一般複合容器(フルラップに限る)、プラスチックライナー製一般複合容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては第六号にそれぞれ掲

げる方式に従つて行わなければならない。

ロ 容器検査に合格した際は、当該容器に貼付され

た第八条第三項又は第六十二条の標章にされ

た同項の規定による打刻又は印字の下又は右

に貼付することをもつてこれに代えることが

できる。

メ 前回の容器再検査(容器再検査を受けたこ

とのない容器にあっては、容器再検査(以下こ

の号及び次項第四号において同じ)のとき

の質量に変化がある場合にあつては、容器再

検査のときの質量を前回の容器再検査のとき

の質量の刻印の下又は右に刻印し、前回の容

器再検査のときの質量の刻印を二本の平行線

の刻印で消すものとする。ただし、アセチレン

の容器であつて多孔質物を詰めてあるも

の、低温容器及び自動車に装置された状態で

は、自動車整備士技能検定規則(昭和二十六

年運輸省令第七十一号)第二条の規定に基づ

く第一級大型自動車整備士、第一級小型自動車整備士、第一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の資格を有する者

(検査主任者の選任等の届出)

**第三十五条** 法第五十二条第二項の規定により検査主任者の選任又は解任を届け出ようとする者は、様式第八の検査主任届書に当該検査主任者が交付を受けた製造保安責任者免状の写し又は前条に規定する資格を有することを証する書面を添えて、その容器検査所の所在地を管轄す

る

法第四十九条第四項の規定により、標章を掲

示しようとする者は、超低温容器、半導体製造

用締目なし容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪

自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車

燃料装置用容器にあつては年月

二 半導体製造用締目なし容器であつて第二

十五条第一項の告示で定める方法により附

属品を取り外してバルブ取付け部ねじについて外

観検査を行つたものにあつては、前号に継け

て前項第一号ニの記号を明瞭に、かつ、消え

ないよう打刻すること。

四 前回の容器再検査のときの質量に変化があ

る場合にあつては、第一号の薄板に容器再検

査主任者の選任等の届出)

査のときの質量を明瞭に、かつ、消えないよう打刻し、前回の容器再検査のときの質量の打刻を二本の平行線の打刻で消すこと。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの及び低温容器があつては、この限りでない。

五 告示で定める証票を告示で定めるところに於けるもの及び低温容器があつては、この限りでない。

六 アルミニウム箔に検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（圧縮水素運送自動車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないよう打刻したものと取扱いよいように、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻の下又は右に貼付すること。

前二項の規定にかかるわらず、航空法第十条の規定にかかるわらず、航空法第十九条の規定に適合する容器については航空法施行規則第十四条の二第十項に定める基準をもつて、經濟産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつて法第十九条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示とすることができる。

（附属品再検査に合格した附属品の刻印）

**第三十八条** 法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名稱の符号及び附属品再検査の年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）を第十八条第一項又は第六十八条の刻印の下又は右に刻印する方式に従つて刻印をしなければならない。ただし、刻印することが適當でない附屬品については、告示で定める方式をもつてこれに代えることができる。前項の規定にかかるわらず、航空法第十条の規定に適合する附属品については航空法施行規則第十四条の二第十項に定める基準をもつて、經濟産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつて法第十九条の四第三項の刻印とすることができる。（容器検査所の廃止届）

**第三十九条** 法第五十六条の二の規定により容器検査所の再検査の業務の廃止を届け出ようと/or>者は、様式第九の容器検査所廃止届書をその容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

**第八章 容器等検査に係る登録**

（容器等事業区分）

**第四十条** 法第四十九条の五第一項の經濟産業省令で定める容器等事業区分は別表第二の上欄に

査のときの質量を明瞭に、かつ、消えないよう打刻し、前回の容器再検査のときの質量の打刻を二本の平行線の打刻で消すこと。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの及び低温容器があつては、この限りでない。

五 告示で定める証票を告示で定めるところに於けるもの及び低温容器があつては、この限りでない。

六 アルミニウム箔に検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（圧縮水素運送自動車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないよう打刻したものと取扱いよいように、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻の下又は右に貼付すること。

前二項の規定にかかるわらず、航空法第十条の規定にかかるわらず、航空法第十九条の規定に適合する容器については航空法施行規則第十四条の二第十項に定める基準をもつて法第十九条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示とすることができる。

（附属品再検査に合格した附属品の刻印）

**第三十八条** 法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名稱の符号及び附属品再検査の年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）を第十八条第一項又は第六十八条の刻印の下又は右に刻印する方式に従つて刻印をしなければならない。ただし、刻印することが適當でない附屬品については、告示で定める方式をもつてこれに代えることができる。前項の規定にかかるわらず、航空法第十条の規定に適合する附属品については航空法施行規則第十四条の二第十項に定める基準をもつて、經濟産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつて法第十九条の四第三項の刻印とすることができる。（容器検査所の廃止届）

**第一節 登録の基準等**

（容器等事業区分）

**第四十条** 法第四十九条の五第一項の經濟産業省令で定める容器等事業区分は別表第二の上欄に

における区分に従つて区分された同表下欄に掲げる第一類から第十六類までの区分とする。（登録の申請）

**第四十一条** 法第四十九条の五第一項の規定により、同項の登録を受けようとする容器等製造業者は、様式第十による登録申請書を經濟産業大臣（容器又は附属品を製造する工場又は事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみに設置されている容器等製造業者があつては、当該工場又は事業場を管轄する産業保安監督部長。以下この条、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十七条、第五十九条、第六十三条及び第六十五条において同じ。）に提出しなければならない。

法第四十九条の五第一項第六号の経済産業省令で定める品質管理の方法等に関する事項は、日本工業規格Z9901（1994年3月1日以後の品質システム要求事項のうち、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必要なものとする。

前二項の規定にかかるわらず、航空法第十条の規定にかかるわらず、航空法第十九条の規定に適合する容器については航空法施行規則第十四条の二第十項に定める基準をもつて法第十九条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示とすることができる。

（附属品再検査に合格した附属品の刻印）

**第三十九条** 法第四十九条の五第一項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名稱の符号及び附属品再検査の年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）を第十八条第一項又は第六十八条の刻印の下又は右に刻印する方式に従つて刻印をしなければならない。ただし、刻印することが適當でない附屬品については、告示で定める方式をもつてこれに代えることができる。前項の規定にかかるわらず、航空法第十条の規定に適合する附属品については航空法施行規則第十四条の二第十項に定める基準をもつて、經濟産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつて法第十九条の四第三項の刻印とすることができる。（容器検査所の廃止届）

**第四十二条** 法第四十九条の五第一項第四号の経済産業省令で定める容器等製造設備は、容器等事業区分に応じて必要なものとし、法第四十九条の七第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準は、自主検査を行う容器を適切に製造する能力を有するものとする。（容器等製造設備）

**第四十三条** 法第四十九条の五第一項第五号の経済産業省令で定める容器等検査設備は、容器等

事業区分に応じて必要なものとし、法第四十九条の七第二号の經濟産業省令で定める技術上の基準は、自主検査を行う容器を適切に検査する能力を有するものとする。

**第四十四条** 法第四十九条の五第一項第六号の経済産業省令で定める品質管理の方法等に関する事項は、日本工業規格Z9901（1994年3月1日以後の品質システム要求事項のうち、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必要なものとする。

法第四十九条の七第三号の經濟産業省令で定めた技術上の基準は、日本工業規格Z9901（1994年3月1日以後の品質システム要求事項に規定される基準のほか、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必要なものとする。（検査員の条件及び数）

**第四十五条** 法第四十九条の七第四号の經濟産業省令で定める条件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

1 甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む）、かつ、容器又は附属品の検査に一年以上従事した経験を有すること。

2 甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による高等学校又は従前の規定による工学校において工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む）、かつ、容器又は附属品の検査に一年以上従事した経験を有すること。

3 管理責任者が不在のときに、その権限及び責任を代行する者の変更

□ 材料・部品等の購入先の変更

**第五十条** 法第四十九条の十二の經濟産業省令で定める軽微な変更是、次の各号に掲げるものとする。（軽微な変更）

1 登録に係る容器等製造設備の同等以上の能

力を有する製造設備への変更

2 登録に係る容器等検査設備の同等以上の能

力を有する検査設備への変更

3 登録に係る品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ 日本工業規格Z9901（1994年3月1日以後の品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて、次のイ及びロに掲げるもの）

（登録の再交付）

**第五十二条** 法第四十九条の十五の規定により登録に係る事業の廃止届出によるとする者は、様式第十一による登録証再交付申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

**第五十三条** 法第四十九条の二十の規定により登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、様式第十八による登録簿謄本交付（閲覧）請求書を經濟産業大臣に提出しなければならない。（登録簿の再交付）

**第五十四条** 法第四十九条の二十一の規定により登録証の再交付を受けようとする者は、様式第十七による登録証再交付申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

**第五十五条** 法第四十九条の二十二の規定により登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、様式第十九による登録簿謄本交付（閲覧）請求書を經濟産業大臣に提出しなければならない。（電磁的方法による保存）

（電磁的方法による保存）

**第五十六条** 法第四十九条の八第一項の調査を受けようとする容器等製造業者は、様式第十二に於ける調査申請書を協会又は検査組織等調査機関に提出しなければならない。

法第四十九条の八第二項の書面の様式は、様式第十三のとおりとする。（登録の更新）

**第五十七条** 法第四十九条の九の登録の更新を受けようとする者は、第四十一条第一項の規定の例により、申請をしなければならない。

（容器等検査設備）

**第四十八条** 法第四十九条の十一第一項の登録証の様式は、様式第十四のとおりとする。

（変更の届出）

**第四十九条** 法第四十九条の十二の登録証の届け出ようとする者は、様式第十五による変更届出書を經濟産業大臣に提出しなければならない。（軽微な変更）

**第五十条** 法第四十九条の十二の登録証の届け出ようとする者は、様式第十五による変更届出書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

（登録証）

器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

### 3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(外国容器等製造業者の申請)

法第四十九条の三十一第一項の登録を受けようとする者は、様式第十九による外国製造業者登録申請書に第四十一条第二項に掲げる書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

前項の申請書に第四十六条第二項の書面を添えない場合には、様式第二十による検査申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の八第一項の規定により協会等の行う調査を受けようとする者は、様式第二十による調査申請書を協会等に提出しなければならない。

前項の申請は、第一

項の申請に準用する。

(外国登録容器等製造業者の変更の届出等)

法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の三十一第二項による変更の届出を受けようとする外國登録容器等製造業者は、様式第二十二による変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の十四の規定による廃止の届出をしようとする外國登録容器等製造業者は、様式第二十三による事業廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の十五の規定による登録証の再交付を受けようとする外國登録容器等製造業者は、様式第二十四による登録証再交付申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

(準用)

**第二節 型式承認等の申請**

(容器の型式承認の申請)

第五十七条 法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項規定は外国登録容器等製造業者に準用する。

の容器の型式承認を受けようとする者は、様式第二十五条の容器型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(附属品の型式承認の申請)

法第四十九条の三十三第二項において準用する法第四十九条の二十一第一項及び法第六十三条の二十一第一項に掲げる容器及び書類

の型式承認に要する容器及び書類

第一項に掲げる容器の規格に適合するために必要な数とする。

法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、容器の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、第二号の書類を添付することを要しない。

一 構造図  
二 肉厚計算書  
三 材料証明書

(容器型式承認証)

法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、附属品の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 構造図  
二 材料証明書

(附属品型式承認証)

法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、附属品の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 構造図  
二 材料証明書

(試験の申請)

法第四十九条の二十三第一項の試験のうち、容器に係るものを受けようとする者は、様式第二十七の容器型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

(容器型式試験合格証)

法第四十九条の二十三第一項において準用する法第四十九条の二十三第三項により当該附属品が試験に合格したときは、様式第三十二の附属品型式試験合格証を発行しなければならない。

(登録容器製造業者及び外国登録容器製造業者が行う刻印等の方式)

法第四十九条の三十三第二項において準用する法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。の規定により、刻印等を行なうとする者は、第八条の例によらなければならぬ。この場合において、「検査実施者の名称の符号」とあるのは、「型式承認番号」

「容器製造業者（検査を受けた者が容器製造業者と異なる場合は、容器製造業者及び検査を受けた者）」とあるのは、「登録容器製造業者と読み替えるものとする。

業者」と、「容器検査に合格した」とあるのは、「容器を製造した」と読み替えるものとする。

(容器の規格不適合の報告)

法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ご

**第九章 雜則**

**第六十九条** 協会又は指定容器検査機関は、法第四十九条の三十三第二項の報告をしようとするときは、第五十六条第二項の報告書を当該容器の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）に係るものにあつては、当該容器の所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

(附属品の規格不適合の報告)

法第六十条第一項において準用する同条第二項の報告をしようとするときは、様式第三十四条の附属品規格不適合報告書を当該附屬品の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下）に装置される附屬品にあつては、当該附屬品の所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

**第六十四条** 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める附屬品の数量は、第七十七条第一項に掲げる附屬品の規格に適合するために必要な数とする。

(型式承認に要する附屬品及び書類)

法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、附屬品の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 構造図  
二 肉厚計算書  
三 材料証明書

(容器型式承認証)

法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、附屬品の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 構造図  
二 肉厚計算書

(附属品型式承認証)

法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、附屬品の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 構造図  
二 肉厚計算書

(試験の申請)

法第四十九条の二十三第一項の試験のうち、附屬品に係るものを受けようとする者は、様式第三十一の附屬品型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

(附属品型式試験合格証)

法第四十九条の二十三第三項により当該附屬品が試験に合格したときは、様式第三十二の附屬品型式試験合格証を発行しなければならない。

(登録附屬品製造業者及び外国登録附屬品製造業者が行う刻印)

法第四十九条の三十三第二項において準用する法第四十九条の三十三第二項において準用する場合において、「附屬品検査に合格した」とあるのは、「附屬品を製造した」と、「検査実施者の名称の符号」とあるのは、「型式承認番号」

「容器製造業者（検査を受けた者が容器製造業者と異なる場合は、容器製造業者及び検査を受けた者）」とあるのは、「登録容器製造業者と読み替えるものとする。

(容器の規格不適合の報告)

法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び検査所の登録を受けた者は、前項に

記載すべき者	記載すべき事項	記載すべき事項	記載すべき事項	記載すべき事項
容器製造業者	容器型式承認番号（自主検査刻印等のある容器に限る。）、容器の記号及び番号、充填すべきガスの種類、内容積、製造年月日、	容器の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	（帳簿）	第六十一条 法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。
造業者	容器の記号及び番号、充填すべきガスの種類、内容積、製造年月日、	（第六十一条） 法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	第六十二条 法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	第六十二条 法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。
者	容器の記号及び番号、充填すべきガスの種類、内容積、製造年月日、	（第六十二条） 法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	第六十三条 法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	第六十三条 法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

(容器の規格不適合の報告)

とに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

- 一 溶接容器等（次号及び第八号に掲げるものを除く。）については、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から五年を経過する日から起算して一月を経過するものまでの間、経過年数二十年以上のものは同項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日まで
- 二 耐圧試験圧力が三・〇メガパスカル以下であり、かつ、内容積が二十五リットル以下の溶接容器等（シアノ化水素、アンモニア又は塩素を充填するためのものを除く。）であつて、昭和三十年七月以降において法第四十四条に規定する容器検査又は第三十六条第一項に規定する放射線検査に合格したものについては、経過年数二十年未満のものは前項に規定する事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは前項に掲げる事項を記載した日から五年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは前項に掲げる事項を記載した日から三年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数四年を超えるものは前項に掲げる事項を記載した日から二年二月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間
- 五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器について、前項に掲げる事項を記載した日から三年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間
- 六 國際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器について、経過年数四年以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から四年一月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数四年を超えるものは前項に掲げる事項を記載した日から二年二月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

- 七 アルミニウム合金製スケーパ用継目なし容器については、前項に掲げる事項を記載した日から五年一月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間
- 八 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器については、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは同項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日まで
- 九 再充填禁止容器については、前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間
- 十 容器に装置されている附属品（次号及び第十二号に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査（アルミニウム合金製スケーパ用継目なし容器にあつては、同項に掲げる事項を記載した日から四年一月を経過して最初に受ける容器再検査）までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間
- 十一 内容積が四千リットル未満の容器（液化石油ガスを充填するためのものに限り、高压ガス運送自動車用容器又は鉄道車両に固定されたものを除く。）に装置されている附属品については、経過年数六年六月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日までの間、経過年数六年六月を超えるものは前項に掲げる事項を記載した日から一年を経過する日までの間、経過年数六年六月を超えるものは前項に掲げる事項を記載した日から起算して一月を経過するものまでの間
- 十二 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、経過年数七年六月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から四年一月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数七年六月を超えるものは同項に掲げる事項を記載した日から二年三月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間
- 十三 容器に装置されていない附属品については、前項に掲げる事項を記載した日から二年

を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

1 この省令は、昭和四十一年十月一日から施行する。  
附 則 （昭和四二年四月一二日通商産業省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。  
附 則 （昭和四二年一月一〇日通商産業省令第一五〇号）抄

この省令は、昭和四十二年十一月十五日から施行する。ただし、容器保安規則第四十条第三号の改正規定は昭和四十三年一月一日から、同規則第四十三条の改正規定は同年五月一日から施行する。

附 則 （昭和四三年一二月一六日通商産業省令第一二七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、容器保安規則第四十二条の改正規定は、昭和十四年一月一日から施行する。

附 則 （昭和五一年二月一八日通商産業省令第五号）

この省令は、高压ガス取締法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第三十号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十一年二月二十二日）から施行する。



ついては、この省令の施行の日から平成十年三月三十一日までの間は、新規則第十条第三項の規定は、適用しないことができる。  
**第八条** 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置する附属品（この省令の施行前に法第四十九条の二第二項の附属品検査を受け、これに合格したものに限る。）に係る型式については、これぞ同省令の施行の日から平成九年九月三十日までの間は、新規則第十七条第一項の規定中「設計確認試験及び組試験」とあるのは「組試験」と読み替えることができる。

前項の場合において、当該附属品が属する型式について、この省令の施行の日から平成九年九月三十日までの間に設計確認試験を受け、これに合格した場合には、この省令の施行の日から当該設計確認試験を受け、これに合格した日までの間に、前項の規定により法第四十九条の二第一項の附属品検査をうけこれに合格した附属品は、設計確認試験に合格したものとみなす。

第一項の場合において、当該附属品が属する型式について、この省令の施行の日から平成九年九月三十日までの間に、設計確認試験を受けた日から当該設計確認試験を受け、これに合格した日までの間に、前項の規定により法第四十九条の二第一項の附属品検査をうけこれに合格した附属品は、設置確認試験に合格したものとみなす。

第一項の場合において、当該附属品が属する型式について、この省令の施行の日から平成九年九月三十日までの間に、設計確認試験を受けた日から当該設計確認試験を受け、これに合格した日までの間に、前項の規定により法第四十九条の二第一項の附属品検査をうけこれに合格した附属品は、設置確認試験に合格したものとみなす。

第一項の場合において、当該附属品が属する型式について、この省令の施行の日から平成九年九月三十日までの間に、設計確認試験を受けた日から当該設計確認試験を受け、これに合格した日までの間に、前項の規定により法第四十九条の二第一項の附属品検査をうけこれに合格した附属品は、設置確認試験に合格したものとみなす。

**第九条** 平成九年九月三十日までの間は、法第四十九条の三第一項の規定により刻印をしようとする者は新規則第十八条の規定にかかわらず、なお従前の例によりこれをを行うことができる。

**第十一条** この省令の施行の際現に法第四十四条第一項の容器検査を受け、これに合格している容器であつて四千リットル以上五千リットル未満のものについては、新規則第十九条第二号から第五号までの規定は、適用しない。

**第十二条** この省令の施行の際現に法第四十四条第一項の容器検査又は法第四十九条第一項の規定は、新規則第一二五号とする。

附 则	(平成九年九月二十四日通商産業省)	令第一〇七号	附 则 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号)	
			この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条第二項の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条第二項の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
			この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 则	(平成九年三月三〇日通商産業省令第八七号)	抄	(施行期日)	(施行期日)
第一条	この省令は、平成十一年十月一日から施行する。	附 则 (平成一年三月三一日通商産業省令第三七号) 抄	附 则 (平成一年三月三〇日通商産業省令第二八号) 抄	附 则 (平成一四年六月一〇日経済産業省令第一二六号)
附 则	(平成一年三月三〇日通商産業省令第一二六号)	抄	(施行期日)	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 则	(平成九年九月二十四日通商産業省)	令第一〇八号	附 则 (平成一年三月三〇日通商産業省令第一二六号)	
			この省令は、平成十三年一月六日から施行する。	この省令は、平成十二年七月一日から施行する。
			この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 则	(平成一年三月三〇日通商産業省令第一二六号)	抄	(施行期日)	(施行期日)
第一条	この省令は、平成十一年十月一日から施行する。	附 则 (平成一四年六月一〇日経済産業省令第一二六号)	附 则 (平成一四年六月一〇日経済産業省令第一二六号)	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 则	(平成一四年六月一〇日経済産業省令第一二六号)	抄	(施行期日)	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 则	(平成九年九月二十四日通商産業省)	令第一〇九号	附 则 (平成一年三月三〇日通商産業省令第一二七号)	
			この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
			この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 则	(平成一年三月三〇日通商産業省令第一二七号)	抄	(施行期日)	(施行期日)
第一条	この省令は、平成十一年十月一日から施行する。	附 则 (平成一四年六月一〇日経済産業省令第一二七号)	附 则 (平成一四年六月一〇日経済産業省令第一二七号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 则	(平成一四年六月一〇日経済産業省令第一二七号)	抄	(施行期日)	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一四日経済産業省令第三四号)	附 則 (平成二三年八月一六日経済産業省令第四九号)抄
この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。	この省令は、平成二十二年九月十六日から施行する。
附 則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)	附 則 (平成二九年五月八日経済産業省令第一三号)
この省令は、不動産登記法の施行の日 (平成十七年三月七日)から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年三月一一日経済産業省令第二二号)	附 則 (平成二九年一月一五日経済産業省令第八三号)抄
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則 (平成一七年三月三〇日経済産業省令第三九号)抄	附 則 (平成三〇年三月三〇日経済産業省令第六号)
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。	第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
第四条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の容器保安規則第八条第一項又は第二項の規定により超低温容器になされている刻印等は、当該容器がこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日までの間は、この省令による改正後の容器保安規則第八条第一項の規定にかかるわらず、法第四十五条第一項の規定によりなされた刻印等とみなす。	第四条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の容器保安規則第八条第一項又は第二項の規定により超低温容器になされている刻印等は、当該容器がこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日までの間は、この省令による改正後の容器保安規則第八条第一項の規定によりなされた刻印等とみなす。
附 則 (平成一〇年一二月一一日経済産業省令第八二号)	附 則 (平成二四年三月二八日経済産業省令第一八号)
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に關する法律の施行の日 (平成二十年十二月一日)から施行する。	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一二年三月一九日経済産業省令第一二号)	附 則 (平成二五年五月一三日経済産業省令第二三号)
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に改正前の容器保安規則第八条第一項第三号の規定により液化天然气自動車燃料装置用容器になされている刻印等は、この省令による改正後の容器保安規則第八条第一項の規定にかかるわらず、法第四十五条第一項又は第二項の規定によりなされた刻印等とみなす。	第二条 この省令の施行の際現に改正前の容器保安規則第八条第一項第三号の規定により液化天然气自動車燃料装置用容器になされている刻印等は、この省令による改正後の容器保安規則第八条第一項の規定にかかるわらず、法第四十五条第一項又は第二項の規定によりなされた刻印等とみなす。
附 則 (平成二八年六月三〇日経済産業省令第八二号)抄	附 則 (平成二六年五月三〇日経済産業省令第三〇号)
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。	第一条 この省令は、平成三一年四月一日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
第三条 この省令の施行の際現に法第六十条第一項の規定により保存されなければならないとされている帳簿の保存については、改正後の容器保安規則第七十一条第二項の規定を適用する。	第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年八月一六日経済産業省令第四九号)抄	附 則 (平成二九年五月八日経済産業省令第一三号)
この省令は、平成二十二年九月十六日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一九年一月一五日経済産業省令第八三号)抄	附 則 (平成二九年一月一五日経済産業省令第一三号)
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三〇年三月三〇日経済産業省令第六号)	附 則 (平成三〇年三月三〇日経済産業省令第六号)
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、平成三一年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成三一年四月一日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に容器保安規則第八条第一項又は第三十七条第一項の規定によりこの省令による改正後の一般高压ガス保安規則第八条第一項の規定による改正前の容器保安規則第八条第一項に定めるガスを充てんするアルミニウム合金製スクレーパ用継目なし容器になされている刻印は、当該容器の外面にそのまま施行する。	第二条 この省令の施行の際現に容器保安規則第八条第一項又は第三十七条第一項の規定によりこの省令による改正後の一般高压ガス保安規則第八条第一項の規定による改正前の容器保安規則第八条第一項に定めるガスを充てんするアルミニウム合金製スクレーパ用継目なし容器になされている刻印は、当該容器の外面にそのまま施行する。
附 則 (平成一〇年一二月一一日経済産業省令第八二号)	附 則 (平成二五年五月一三日経済産業省令第二三号)
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に關する法律の施行の日 (平成二十年十二月一日)から施行する。	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一二年三月一九日経済産業省令第一二号)	附 則 (平成二六年五月三〇日経済産業省令第三〇号)
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に改正前の容器保安規則第八条第一項第三号の規定により液化天然气自動車燃料装置用容器になされている刻印等は、この省令による改正後の容器保安規則第八条第一項の規定にかかるわらず、法第四十五条第一項又は第二項の規定によりなされた刻印等とみなす。	第二条 この省令の施行の際現に改正前の容器保安規則第八条第一項第三号の規定により液化天然气自動車燃料装置用容器になされている刻印等は、この省令による改正後の容器保安規則第八条第一項の規定にかかるわらず、法第四十五条第一項又は第二項の規定によりなされた刻印等とみなす。
附 則 (平成二八年六月三〇日経済産業省令第八二号)抄	附 則 (平成二六年七月一七日経済産業省令第四八号)
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、平成三一年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成三一年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年六月三〇日経済産業省令第八二号)抄	附 則 (平成三〇年七月一七日経済産業省令第四八号)
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。	第一条 この省令は、平成三一年四月一日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に改正前の容器保安規則第八条第一項第三号の規定により液化天然气自動車燃料装置用容器になされている刻印等は、この省令による改正後の容器保安規則第八条第一項の規定にかかるわらず、法第四十五条第一項又は第二項の規定によりなされた刻印等とみなす。	第二条 この省令の施行の際現に改正前の容器保安規則第八条第一項第三号の規定により液化天然气自動車燃料装置用容器になされている刻印等は、この省令による改正後の容器保安規則第八条第一項の規定にかかるわらず、法第四十五条第一項又は第二項の規定によりなされた刻印等とみなす。
附 則 (平成二八年六月三〇日経済産業省令第八二号)抄	附 則 (平成三〇年七月一七日経済産業省令第四八号)
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。	第一条 この省令は、平成三一年四月一日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
第三条 この省令の施行の際現に法第六十条第一項の規定により保存されなければならないとされている帳簿の保存については、改正後の容器保安規則第七十一条第二項の規定を適用する。	第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年三月二二日経済産業省令第一四号)	附 則 (平成三一年四月一一日経済産業省令第四四号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二九年三月二二日経済産業省令第一四号)	附 則 (令和三年五月一八日経済産業省令第四八号)
この省令は、平成三十一年一月二日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年七月二九日経済産業省  
令第六三号)

(施行期日)

1 この省令は、令和四年八月一日から施行する。ただし、容器保安規則第二条第二十二条号の二、第二十三条号及び第二十六条号並びに第八条第一項第三号の改正規定は、令和五年一月二十九日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の容器保安規則(次項において「旧規則」という)第八条第一項又は第三項の規定により医療用酸素用一般複合容器になされている刻印等については、当該容器がこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日までの間は、この省令による改正後の容器保安規則(次項において「新規則」という)第八条第一項又は第三項の規定にかかるらず、高压ガス保安法第四十五条第一項又は第二項の規定によりなされた刻印等とみなす。

3 この省令の施行の際現に高压ガス保安法第四十四条第一項の容器検査に合格している医療用酸素用一般複合容器がこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日について、新規則第二十四条第一項第四号の二の規定にかかるらず、旧規則第二十四条第一項第四号に規定する容器の再検査の期間により計算して得られる日とする。

附 則 (令和五年一二月二一日経済産業省令第六一号)

この省令は、高压ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年一二月二十一日)から施行する。

別表第一(第二十六条第一項関係)

高压ガスの種類	亜酸化窒素、アルゴン、アンモニア、一酸化炭素、一酸化窒素、エチレン、塩化水素、塩素、キセノン、クリプトン、三フッ化窒素、三塩化ホウ素、ジシラン、ジフルオロメタン、臭化水素、窒素、トリフルオロメタン、二酸化炭素、ネオン、ペーフルオロシクロブタン、フルオロメタン、ヘリウム、ホスフィン、メタン、モノシリラン、四フッ化メタン、硫化カルボニル、六フッ化硫黄	二アルゴン、キセノン、クリプトン、窒素、ネオン若しくはヘリウム又はこれらのガスのうち二以上を成分とする混合ガス及びフッ素の混合ガス又は三塩化ホウ素の混合ガス
---------	--	--

前号に掲げ

アルゴン、キセノン、クリプトン、窒素、ネオン若しくはヘリウム又はこれらのガスのうち二以上を成分とする混合ガス及びフッ素の混合ガス(ただし、混合ガス中のフッ素の容量は全容量の二十パーセント以下とする。)

三 アルゴン、キセノン、クリプトン、窒素、ネオン若しくはヘリウム又はこれらのガスのうち二以上を成分とする混合ガス及びフッ素の混合ガス(ただし、混合ガス中のフッ素の容量は全容量の二十パーセント以下とする。)

別表第二(第四十条関係)

容器等の種類 製造する容器等の区分	鋼製継目なし容器									
	法	製	造	方	事	業	区	器	等	器
別表第二(第四十条関係)	一類	二類	三類	二二類	二一類	二二類	二一類	二類	二二類	二一類
容器等の種類 製造する容器等の区分	アルミニウム合金製継目なし容器									

機器保安申請書	監視番号
登録年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む)	
事業所住所	
登録年月日	
機器区分	
容積(総容)	
耐圧試験圧力	
容積の数量	
年 月 日	代表者(氏名)

備考 1 この機器の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 ×印の欄は記載しないこと。

機器保安申請書	監視番号
登録年月日	年 月 日
所有者名	
住所	
登録年月日	
監視の実施する高压ガスの種類及び圧力	
年 月 日	代表者(氏名)

備考 1 この機器の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 ×印の欄は記載しないこと。

様式第1(第4条関係)

様式第2(第9条関係)

様式第3（第14条関係）（平成XX年×月×日）	
用賃料支拂申請書	×監視番号
	×監視年月日 年 月 日
名称（本建築物の名称を全文）	
申請者名	
相続の在宅又は事業所住所	
相続区分	
用賃料の種類	
出詰外品が影響される事務に付属する 其も外品の取扱及び他の出詰外品	
用賃料収量	

年 月 日

代表者 姓 名

附

備考 1 この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。  
2 ×印の者は証明しないこと。

様式第4（第23条関係）（平成XX年×月×日）	
相続元許可申請書	×監視番号
	×監視年月日 年 月 日
×許可番号	
所有者名	
住所	
空地・場所及び収量	
登録件号及び登録番号	
方策を示す場所	

年 月 日

代表者 姓 名

附

備考 1 この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。  
2 ×印の者は証明しないこと。

様式第5（第30条関係）（平成XX年×月×日）	
登録検査所登録申請書	×監視番号
	×監視年月日 年 月 日
名称	
登録検査所所在地	
登録検査所する登録の種類及び所属 品種検査所とする登録の種類	
文書番号 1 高正が登録検査所登録手帳1号又は登録2号に記 入欄する 1	
事項	
「公正で客觀な検査結果を確実にし て公表する」とする旨の登録検査所の 所長の誓約書を提出された。检测所の所長の 氏名	
① その登録検査所による登録検査及び登録検査 業者として行うことできなきまことに登録検 査業者として登録する	
② 他人について、その業者たる性質のもの の登録を許さないことを記載するを拒否するもの	

年 月 日

代表者 姓 名

附

備考 1 この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。  
2 ×印の者は証明しないこと。

様式第6（第31条関係）（平成XX年×月×日）	
登録検査所登録更新申請書	×監視番号
	×監視年月日 年 月 日
名称	
登録検査所所在地	
登録検査所する登録の種類及び所属 品種検査所とする登録の種類	
文書番号 1 高正が登録検査所登録手帳1号又は登録2号に記 入欄する 1	
事項	
① 他人について、その業者たる性質のもの の登録を許さないことを記載するを拒否するもの	

年 月 日

代表者 姓 名

附

備考 1 この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。  
2 ×印の者は証明しないこと。

株式第7（第32条関係）

様式第7（第32条関係）	
支 払 保 安 所 委 託 書	
名称	
登録番号	
登録料金の内訳	
登録料金を下記欄の額及び所属品種別に明記	
年月日	
備考 この用紙の大きさは、日本通運便函A4とすること。	

[郵便料金控票] 付

[指定者印白番]

様式第8（第35条関係）

様式第8（第35条関係）	
支 払 保 安 所 委 託 書	
名称	
登録番号	
登録料金の内訳	
登録料金を下記欄の額及び所属品種別に明記	
年月日	
代送業者名	
備考	

備考 1. この用紙の大きさは、日本通運便函A4とすること。  
2. ×印の場合は記載しないこと。  
3. 駐泊料金を支拂ふ場合は、駐泊料金を記入せよ。駐泊料金は、駐泊料金支拂ふ者名の交付を受けている場合に記入せよ。

様式第9（第39条関係）

様式第9（第39条関係）	
支 払 保 安 所 委 託 書	
名称	
登録番号	
登録料金	
登録料金の内訳	
年月日	
代送業者名	
備考	

備考 1. この用紙の大きさは、日本通運便函A4とすること。  
2. ×印の場合は記載しないこと。

様式第10（第41条第1項関係）

様式第10（第41条第1項関係）	
支 払 保 安 所 委 託 書	
名称	
登録番号	
登録料金	
登録料金の内訳	
年月日	
代送業者名	
備考	

備考 1. この用紙の大きさは、日本通運便函A4とすること。  
2. 備考欄から数6行の範囲は、別紙に記載することを省く。

1. 登録料金の内訳  
2. 登録料金の内訳  
3. 登録料金の内訳  
4. 登録料金の内訳  
5. 登録料金の内訳  
6. 登録料金の内訳

様式第12（第46条第1項関係）

年 月 日

附

申請者：社名  
代表（会社若代理業者の氏名）

下記のとおり萬正ガス供給法第66条第1項の登録による保有地主の登録を  
受け付けて貰う旨申告する。

記

1. 申請等事項区分
2. 登録を受けようとする土地又は事業場の名称及び住所地
3. 登録のための申請書類、提出書類、提出書類の方法

備考：この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第13（第46条第2項関係）

年 月 日

附

申請者：社名  
代表（会社若代理業者の氏名）

下記のとおり萬正ガス供給法第66条第1項の登録による保有地主の登録を  
受け付けて貰う旨申告する。

記

1. 申請等事項区分
2. 登録を受けようとする土地又は事業場の名称及び住所地
3. 登録のための申請書類、提出書類、提出書類の方法
4. 申請等事項区分の名称、特徴又は特徴
5. 落實管理の方法及び検査のための組織
6. 検査の方法

備考：1. この用紙の大文字は、日本標準規格A4とすること。  
2. 第3項第1項第6項第8項、実証を記載することである。

様式第14（第48条関係）

年 月 日

附

申請者：社名  
代表（会社若代理業者の氏名）

下記のとおり萬正ガス供給法第66条第1項の登録による保有地主の登録を  
受け付けて貰う旨申告する。

記

1. 登録事項
2. 工場又は事業場の名称及び住所地
3. 申請等事項区分

備考：この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第15（第48条関係）

年 月 日

附

申請者：社名  
代表（会社若代理業者の氏名）

下記のとおり萬正ガス供給法第66条第1項の登録による保有地主の登録を  
受け付けて貰う旨申告する。

記

1. 登録事項
2. 工場又は事業場の名称及び住所地
3. 申請等事項区分

備考：この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第15(第49条関係) (「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」  
・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」)

契約者：姓  
名（全名又は代表者の氏名）

年月日

用

中譯者：姓  
名（全名又は代表者の氏名）

下記のとおり変更したので、真正ケンセイ便箋を本件に付し送り出します。

記

1. 送付者及び受取者事務区分
2. 变更を付ける月日
3. 工場又は事業者の名称及び所在地
4. 变更の内容及び事由

備考：この用紙の大きさは、日本郵便料金A4とすること。

様式第16(第51条関係) (「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」  
・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」)

契約書面に記載

年月日

用

中譯者：姓  
名（全名又は代表者の氏名）

下記の記述の事項は、年月日に変更したので真正ケンセイ便箋の本件に付し送り出します。

記

1. 送付者及び受取者事務区分
2. 变更を付ける月日
3. 工場又は事業者の名称及び所在地

備考：この用紙の大きさは、日本郵便料金A4とすること。

様式第17(第52条関係) (「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」  
・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」)

契約書面交付手渡書

年月日

請求書

用

中譯者：姓  
名（全名又は代表者の氏名）

下記のとおり真正ケンセイ便箋の本件に付し送り出します。

記

1. 送付者
2. 变更を付ける月日
3. 二工場又は事業者の名称及び所在地
4. 变更事項区分
5. 開封

備考：この用紙の大きさは、日本郵便料金A4とすること。

様式第18(第53条関係) (「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」  
・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」・「手帳書き込み」)

会社機関文交付（開封）請求書

年月日

請求書

用

中譯者：姓  
名（全名又は代表者の氏名）

真正ケンセイ便箋の本件に付し送り出します。（開封請求の本件に付し送り出します。）

記

1. 送付者等請求書（外國書面の書類を提出する）の氏名又は名前及び住所
2. 送付の年月日
3. 送付者
4. 送付事項区分
5. 送付等の原本の請求の場合は、その枚数

備考：1. 用紙の大きさは、日本郵便料金A4とすること。  
2. 用紙の裏面に記載してある郵便番号、荷物の内訳に記入を要請すること。  
3. 用紙の裏面に記載してある郵便番号については、不逓の場合はこの通りで可なり。

様式第19(第54条第1項関係) (平成20年4月1日施行) 平成20年4月1日施行の規則の規定によるもの

外國製造業者登録申請書

年 月 日

送入  
封紙

規

申請者 指定  
氏名 (名前及び代表者の氏名)

下記のとおり真正ガス外國製造業者登録手続の届出書に係る登録を受けたいので申請します。

記

1. 申請者事務区分
2. 産地を示すところとする工場又は事業所の名称及び所在地
3. 申請者登録登録のため、住所及び郵便番号
4. 申請者登録登録のため、電話及び fax
5. 申請者登録登録のため、傳真機のための端末
6. 申請者登録登録のため、連絡先

備考 1 この用紙の大きさは、日本製造業者登録A4とすること。

2 市長或ひ支那市長の署名記入欄に、別紙に記載することができます。

3 住所を記入する場合は、郵便番号を記入すること。

様式第20(第54条第2項関係) (平成20年4月1日施行) 平成20年4月1日施行の規則の規定によるもの

外國製造業者登録申請書

年 月 日

送入  
封紙

規

申請者 指定  
氏名 (名前及び代表者の氏名)

下記のとおり真正ガス外國製造業者登録手続の届出書に係る登録を受けたいで申請します。

記

1. 申請者事務区分
2. 産地を示すところとする工場又は事業所の名称及び所在地
3. 申請者登録登録のため、住所及び郵便番号

備考 1 この用紙の大きさは、日本製造業者登録A4とすること。

2 住所を記入する場合は、郵便番号を記入すること。

様式第21(第54条第3項関係) (平成20年4月1日施行) 平成20年4月1日施行の規則の規定によるもの

外國製造業者登録申請書

年 月 日

送入  
封紙

規

申請者 指定  
氏名 (名前及び代表者の氏名)

下記のとおり真正ガス外國製造業者登録手続の届出書に係る登録を受けたいで申請します。

記

1. 申請者事務区分
2. 産地を示すところとする工場又は事業所の名称及び所在地
3. 申請者登録登録のため、住所及び郵便番号
4. 申請者登録登録のため、電話及び fax
5. 申請者登録登録のため、傳真機のための端末
6. 申請者登録登録のため、連絡先

備考 1 この用紙の大きさは、日本製造業者登録A4とすること。

2 住所を記入する場合は、郵便番号を記入すること。

様式第22(第55条第1項関係) (平成20年4月1日施行) 平成20年4月1日施行の規則の規定によるもの

外國製造業者登録申請書

年 月 日

送入  
封紙

規

申請者 指定  
氏名 (名前及び代表者の氏名)

下記のとおり真正ガス外國製造業者登録手続の届出書に係る登録を受けたいで申請します。

記

1. 産地番号及び申請者事務区分
2. 産地を示すところとする工場又は事業所の名称及び所在地
3. 申請者登録登録のため、住所及び郵便番号
4. 申請者登録登録のため、電話及び fax
5. 申請者登録登録のため、傳真機のための端末

備考 この用紙の大きさは、日本製造業者登録A4とすること。

## 様式第23（第55条第2項関係）

様式第23（第55条第2項関係）（ナショナル・ヨシ、平成20年6月・平成20年6月・本法  
規則第17号に準拠するもの）

年 月 日

用

申請者 氏名  
氏名（名前及び代表者の氏名）

記入欄の欄を複数回複数枚提出する場合は、各欄の右端に「次回」の記入欄を記入して下さい。

記

1. 登録番号及び登録事項区分

2. 登録名及び年月日

3. 工場又は事業場の名称及び所在地

備考 この用紙の大きさは、日本版面積約A4とすること。

## 様式第24（第55条第3項関係）

様式第24（第55条第3項関係）（ナショナル・ヨシ、平成20年6月・平成20年6月・本法  
規則第17号に準拠するもの）

年 月 日

印紙

申請者 氏名  
氏名（名前及び代表者の氏名）

下記のとおり商正会提出用紙のA4面裏を複数枚提出する場合に記入する用紙用紙の各欄  
の規定により複数枚の両方を記入して下さい。

記

1. 登録番号

2. 登録名及び年月日

3. 工場又は事業場の名称及び所在地

4. 登録事項区分

5. 落印

備考 この用紙の大きさは、日本版面積約A4とすること。

## 様式第25（第57条関係）

様式第25（第57条関係）（ナショナル・ヨシ、平成20年6月・平成20年6月・平成20年6月  
規則第17号に準拠するもの）

年 月 日

代表者 氏名

備考 1. この用紙の大きさは、日本版面積約A4とすること。  
2. 8枚の用紙は記載しないこと。

## 様式第26（第59条関係）

様式第26（第59条関係）（ナショナル・ヨシ、平成20年6月・平成20年6月・平成20年6月  
規則第17号に準拠するもの）

年 月 日

代表者 氏名

備考 この用紙の大きさは、日本版面積約A4とすること。

様式第27（第60条関係）（ナラ・森谷公司・森井、平山商店等の会社・田中商店等の会社 の販路開拓のための取扱い規則）	
登録者式取扱申請書	×登録番号
	×受理年月日 年 月 日
名称（本店住所の名称を含む。）	
事務所所在地	
販路所在地又は販路所在地	
登録号及び販路区分	
会員登録	
販路開拓方針	
年 月 日	
代証券 先 承	

R

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 メモ欄は記載しないこと。

様式第28（第61条関係）（ナラ・森谷公司・森井、平山商店等の会社・田中商店等の会社 の販路開拓のための取扱い規則）	
販路開拓申請書	×登録番号
	×受理年月日 年 月 日
名称（本店住所の名称を含む。）	
事務所所在地	
販路所在地又は販路所在地	
登録号及び販路区分	
会員登録	
販路開拓方針	
年 月 日	
販路開拓申請の場合は小括記により本用紙を交付する。	
年 月 日	
販路開拓申請書類 付	

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第29（第63条関係）（ナラ・森谷公司・森井、平山商店等の会社・田中商店等の会社 の販路開拓のための取扱い規則）	
販路開拓申請書	×登録番号
	×受理年月日 年 月 日
名称（本店住所の名称を含む。）	
事務所所在地	
販路所在地又は販路所在地	
登録号及び販路区分	
会員登録	
販路開拓品の輸送方法に沿うる旨に記載 されるガソリン鉄道正力	
年 月 日	
代証券 先 承	

R

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 メモ欄は記載しないこと。

様式第30（第65条関係）（ナラ・森谷公司・森井、平山商店等の会社・田中商店等の会社 の販路開拓のための取扱い規則）	
販路開拓申請書	×登録番号
	×受理年月日 年 月 日
名称（本店住所の名称を含む。）	
事務所所在地	
販路所在地	
登録号及び販路区分	
会員登録	
販路開拓品の輸送方法に沿うる旨に記載 されるガソリン鉄道正力	
年 月 日	
販路開拓大観 付	

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第31（第六六条関係）（平成令年法・平成、平成律令法・平成政令法・平成規則法）

・(小字)令年法・平成令年法	・(大字)令年法
・(小字)規則法・平成規則法	・(大字)規則法
・(小字)令年法	・(大字)令年法
・(小字)規則法	・(大字)規則法

年月日

代使者：氏名

表

備考 1 この用紙の大きさは、日本通運便函A4とすること。  
2 ×印の項目は記載しないこと。

様式第32（第六七条関係）（平成令年法・平成、平成律令法・平成政令法・平成規則法）

・(小字)令年法・平成令年法	・(大字)令年法
・(小字)規則法・平成規則法	・(大字)規則法
・(小字)令年法	・(大字)令年法
・(小字)規則法	・(大字)規則法

年月日

郵便交付業者協会  
規定用紙

備考 この用紙の大きさは、日本通運便函A4とすること。

様式第33（第六九条関係）（平成令年法・平成、平成律令法・平成政令法・平成規則法）

・(小字)令年法・平成令年法	・(大字)令年法
・(小字)規則法・平成規則法	・(大字)規則法
・(小字)令年法	・(大字)令年法
・(小字)規則法	・(大字)規則法

年月日

郵便交付業者協会  
規定用紙備考 1 この用紙の大きさは、日本通運便函A4とすること。  
2 ×印の項目は記載しないこと。

様式第34（第七〇条関係）（平成令年法・平成、平成律令法・平成政令法・平成規則法）

・(小字)令年法・平成令年法	・(大字)令年法
・(小字)規則法・平成規則法	・(大字)規則法
・(小字)令年法	・(大字)令年法
・(小字)規則法	・(大字)規則法

年月日

郵便交付業者協会  
規定用紙備考 1 この用紙の大きさは、日本通運便函A4とすること。  
2 ×印の項目は記載しないこと。